

# 資料 1

令和6年1月31日(水)  
令和5年度第3回  
沖縄県国民健康保険運営協議会

## 【諮問】 沖縄県国民健康保険運営方針 (第3期) について

---

沖縄県 保健医療部  
国民健康保険課

沖縄県諮問保第 11 号

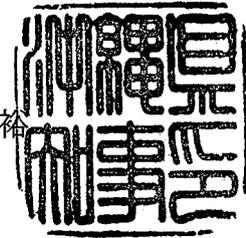
沖縄県国民健康保険運営協議会

沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第1項の規定により策定する「沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）」について、同法第11条第1項の規定により、諮問します。

令和6年1月31日

沖縄県知事 玉城 康裕



別添

沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）  
（素案）

〔令和6年 月 日決定〕

令和6年 月  
沖 縄 県

< 空白 >

## &lt;目次&gt;

**第1章 基本事項**

1	目的	1
2	根拠規定	2
3	対象期間	2
4	本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割	2

**第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者等の状況**

1	保険者（市町村）、被保険者数及び世帯数	3
2	被保険者の年齢構成及び職業	4
3	一人当たり課税標準額（所得）	6
4	世帯の所得階層分布	7

**第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し**

1	医療費の動向と将来の見通し	8
2	財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等	18
3	財政安定化基金の運用	20

**第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法**

1	保険料（税）の現状	23
2	保険料（税）水準の統一	26
3	標準的な保険料（税）算定方式	28
4	標準的な収納率	28
5	国保事業費納付金の算定方法	29

**第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施**

1	保険料（税）の収納状況	32
2	保険料（税）の収納対策	38

**第6章 保険給付の適正な実施**

1	レセプト点検の充実強化	41
2	第三者行為求償事務の取組強化	42
3	療養費支給事務の適正化	45

	4	高額療養費支給事務の適正実施	47
	5	県による保険給付の点検、不正請求への対応等	49
	6	資格の適用適正化と過誤調整等の取組	50
5		<b>第7章 医療費の適正化の取組</b>	
	1	特定健康診査・特定保健指導の実施	53
	2	生活習慣病の発症予防・重症化予防	58
	3	適正受診、適正服薬の促進	60
	4	後発医薬品の使用促進	60
10	5	医療費通知の実施	61
	6	高医療費市町村の医療費適正化の取組	62
	7	医療費適正化計画との関係	62
		<b>第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進</b>	
15	1	市町村が担う事務の標準化等の推進	63
	2	市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進	63
	3	市町村事務処理標準システム等の導入	64
		<b>第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</b>	
20	1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	65
	2	がん検診及び歯科健診との連携	65
	3	他計画との整合性	66
		<b>第10章 施策の実施のための体制</b>	
25	1	関係機関相互間の連携	67
	2	P D C Aサイクルの実施等	67

別表

## 第1章 基本事項

### 1 目的

5 沖縄県で、国民皆保険制度の基盤となる国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が適用されたのは、27年間に及ぶアメリカ合衆国の施政権下から日本本土に復帰した昭和47年（1972年）5月であり、昭和48年（1973年）4月までに県内全ての市町村において国民健康保険事業が実施され、国民皆保険が達成された。

10 以来、市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。）は、被用者保険等の加入者を除いた、全ての住民が加入する国民皆保険の最後の砦として、重要な役割を果たしてきた。

15 しかしながら、全国の市町村国保は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成及び保険料（税）の負担率が高く、高齢化の進展等に伴い医療に係る支出は増え続けていく一方、低所得者が多く保険料（税）収入の確保が難しいことから、繰上充用による財政運営及び決算補填目的の法定外繰入金に頼らざるを得ないという構造的な課題を抱えている。全国でも下位にある所得水準で、高齢化が進展する本県の市町村国保も同様の状況にある。

加えて、本県は多くの島々からなる島しょ県であり、財政運営が不安定となりやすい小規模保険者が多く、市町村国保間の医療費水準、所得水準及び保険料（税）負担率の格差が全国と比べて大きい。

20 県では、累次の改正国民健康保険法に基づく市町村国保の広域化や財政の安定化を推進することを目的として、これまで「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金」の設置（平成14年（2002年））、「沖縄県国民健康保険調整交付金」の交付（平成17年（2005年））、「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」の策定（平成22年（2010年））等による取組を進めてきた。

25 そのような中、「社会保障と税の一体改革」（平成24年（2012年））の一環として、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」が制定された。

30 同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年（2018年）度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされ、市町村においては、地域住民と身近な関係の中で、被保険者の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事務・事業を引き続き担うこととされた。

35 平成30年（2018年）3月に、沖縄県が市町村とともに国民健康保険の保険者となる

に当たり、これまでの広域化に向けた取組を引き継ぎ、全ての市町村の意見を聴取して、県内の統一的な運営方針である「沖縄県国民健康保険運営方針」を定めた。

平成30年（2018年）度の国保改革以降の国保運営は、関係者による丁寧な作業の結果、おおむね順調に実施されており、また、改革に伴う公費拡充等により本県の国保財政における赤字額は縮小の傾向にある。

引き続き、本県国民健康保険の安定的な運営、負担の公平化及び医療費の適正化を目指し、併せて、市町村が担う事務の標準化、効率化、共同処理等を一層推進することを目的に「沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）」（以下「本運営方針」という。）を定める。

10

## 2 根拠規定

本運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第82条の2の規定に基づき策定するものである。

## 3 対象期間

本運営方針の対象期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの6年間とし、3年ごとに見直しを行うものとする。

なお、見直しは、市町村等関係機関と協議を行い、沖縄県国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議・答申を経た上で行うものとする。

20

## 4 本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割

県は、財政運営の責任主体として、市町村等と連携して安定的な運営及び事務の適正の確保に努めるとともに、市町村が担う事務の標準化・効率化等を推進する。

市町村は、被保険者の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事務・事業を引き続き担うとともに、国保法第82条の2第8項の規定に基づき、本運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、同条第9項の規定に基づき、本運営方針の作成及び本運営方針に定める施策の実施に関し、必要な協力を行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や自然災害等、被保険者の生活に著しい影響を与える事態が生じ、当該事態に対応した施策が講じられる場合は、県、市町村及び国保連合会は、連携して当該施策の実施に必要な措置を講じるなど、当該事態に対応するよう努めるものとする。

35

## 第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者等の状況

### 1 保険者（市町村）、被保険者数及び世帯数

#### （1）保険者（市町村）

5 令和3年度の本県における保険者数は41市町村で、保険財政が不安定になるリスクが高いとされる被保険者数3,000人未満の小規模保険者は17町村（41.4%）、さらに、1,000人未満の保険者は11町村（26.8%）となっている。（図表2-1）

また、被保険者数が最も多い那覇市が7万7,380人であるのに対し、最も少ない渡名喜村では114人となっており、保険者規模の格差は大きい。

10

#### （2）被保険者世帯数及び被保険者数

令和3年度の被保険者世帯数は23万6,361世帯、被保険者数は38万8,533人で、本県の総人口148万5,670人（住民基本台帳人口）に占める被保険者数の割合は26.2%であり、加入割合は減少傾向にある。（図表2-2）

15

また、一世帯当たりの被保険者数は1.64人で、減少傾向にある。（図表2-3）

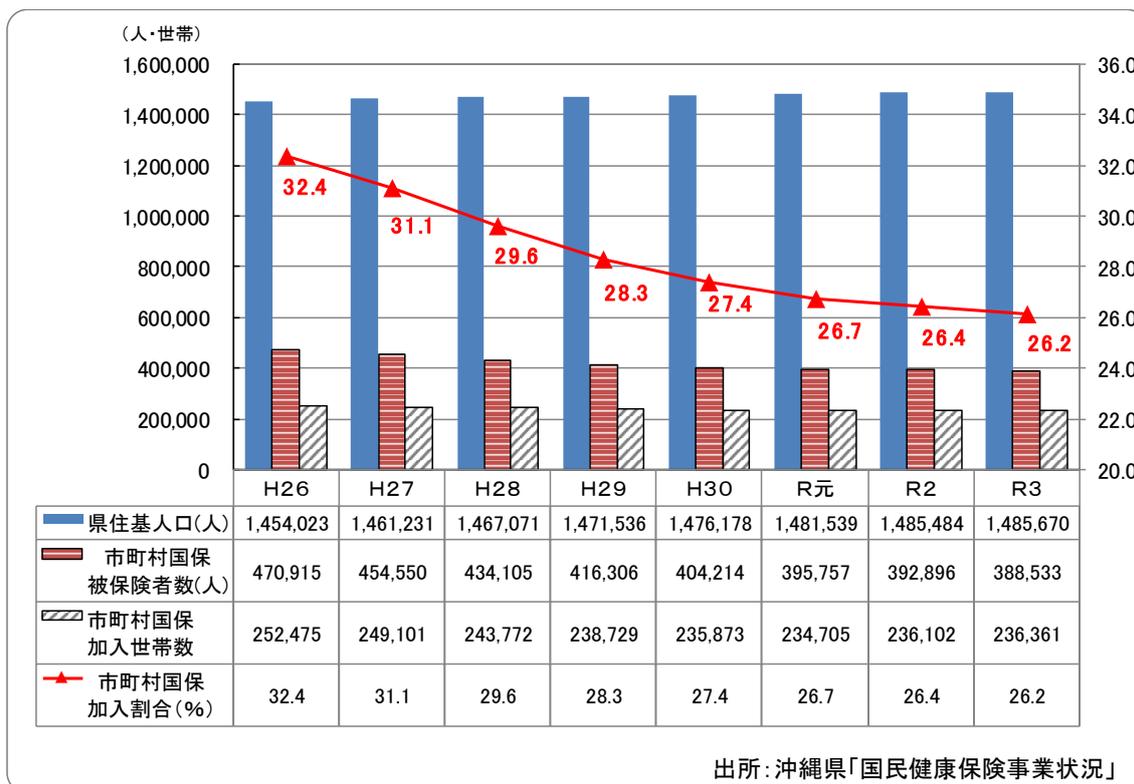
図表2-1 保険者規模別市町村数（令和3年度）

	1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上	計
全国	196	372	244	322	394	80	108	1,716
	11.4%	21.7%	14.2%	18.8%	22.9%	4.7%	6.3%	100%
沖縄県	11	6	6	6	9	2	1	41
	26.8%	14.6%	14.6%	14.6%	22.0%	4.9%	2.5%	100%
	東村 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 多良間村 与那国町	国頭村 大宜味村 宜野座村 伊江村 久米島町 竹富町	今帰仁村 本部町 恩納村 金武町 嘉手納町 与那原町	北谷町 北中城村 中城村 西原町 八重瀬町 南風原町	宜野湾市 宮古島市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 読谷村 豊見城市 南城市	うるま市 沖縄市	那覇市	

出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

20

図表 2-2 本県の総人口、市町村国保被保険者・世帯数の推移（平成26～令和3年度）



図表 2-3 一世帯当たり被保険者数の推移（平成26～令和3年度）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
一世帯当たり被保険者数(人)	1.87	1.82	1.78	1.74	1.71	1.69	1.66	1.64

出所：沖縄県「国民健康保険事業状況」

## 5 2 被保険者の年齢構成及び職業

### (1) 被保険者の年齢構成

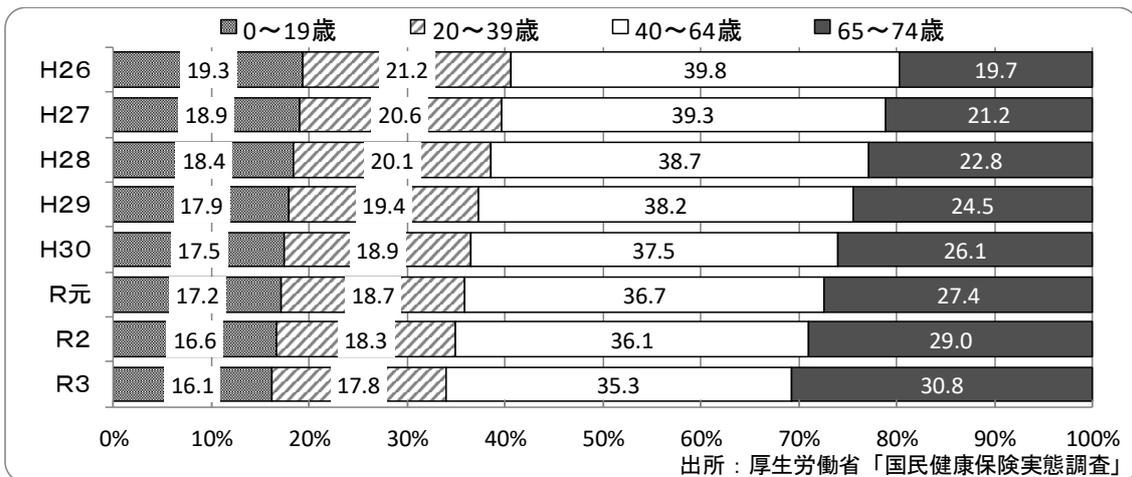
令和3年度の被保険者の年齢構成は、0歳～19歳が16.1%、20歳～39歳が17.8%、40歳～64歳が35.3%、65歳～74歳が30.8%となっている。

0歳～19歳の割合は全国で最も高い一方、65歳～74歳の割合は全国で最も低くなっている。(図表2-4、2-5)

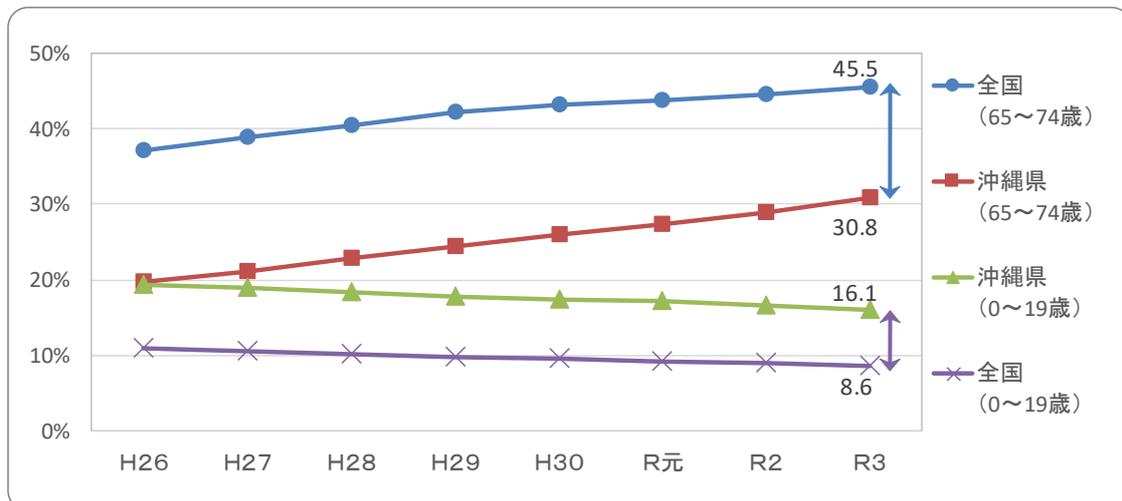
### (2) 被保険者(世帯主)の職業

被保険者(世帯主)の職業の割合は、「無職」(退職者、年金生活者など)が最も多く、33.7%を占める。続いて、「被用者」が32.9%、「その他の自営業」が20.3%、「農林水産業」が2.7%となっている。(図表2-6)

図表 2-4 被保険者年齢構成の推移（平成26～令和3年度・沖縄県）



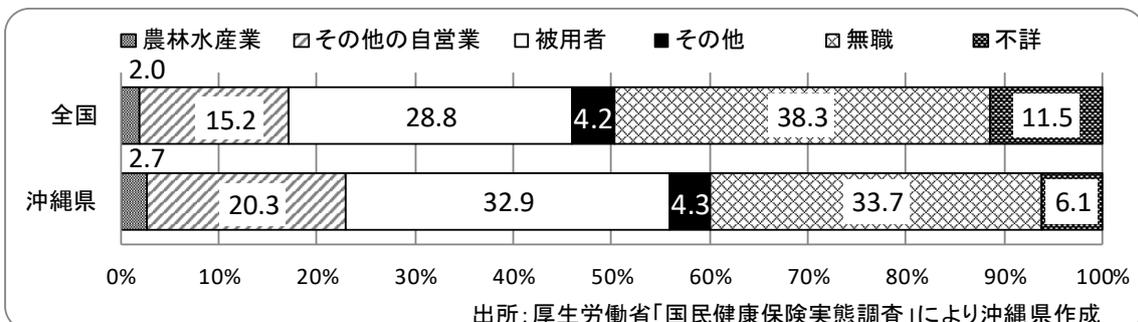
図表 2-5 被保険者（20歳未満及び65～74歳）割合の推移（平成26～令和3年度）



令和3年度  
 > 0～19歳の割合 1位：沖縄県(16.1%) 2位：福岡県(10.5%) 3位：大阪府(10.2%)  
 > 65～74歳の割合 45位：大阪府(40.1%) 46位：東京都(34.8%) 47位：沖縄県(30.8%)

出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

5 図表 2-6 被保険者（世帯主）の職業構成（令和3年度）



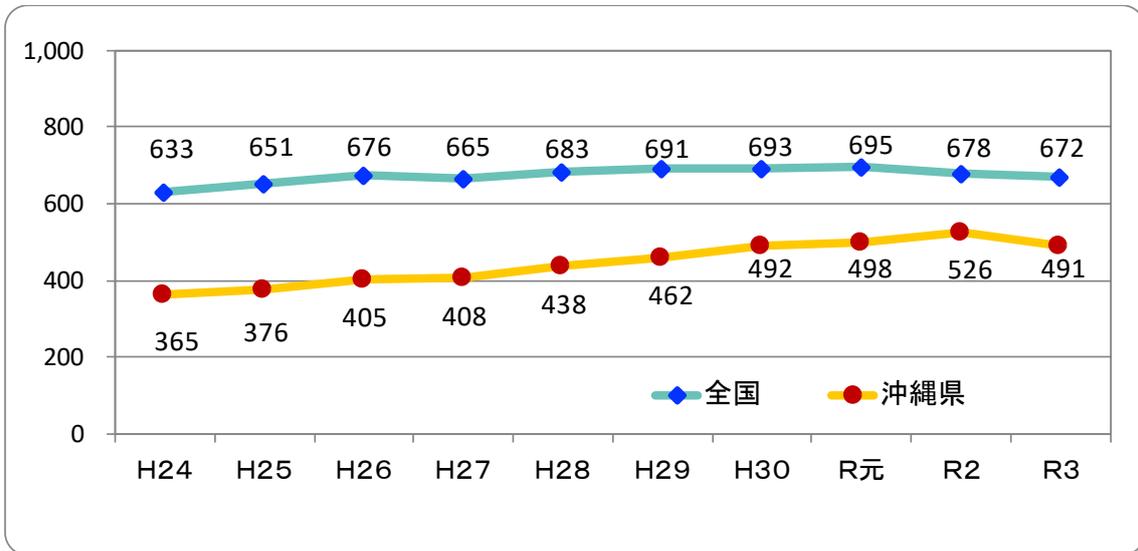
### 3 一人当たり課税標準額（所得）

令和3年度の本県市町村国保の一人当たり課税標準額（所得）（注）は49万1千円で、全国平均（67万2千円）の約7割の水準であり、都道府県別で42位となっている。（図表2-7、2-8）

- 5 市町村別で見ると、北大東村（155万4千円）が最も高く、最も低い多良間村（24万5千円）との所得格差は6.3倍となっている。（図表2-9）

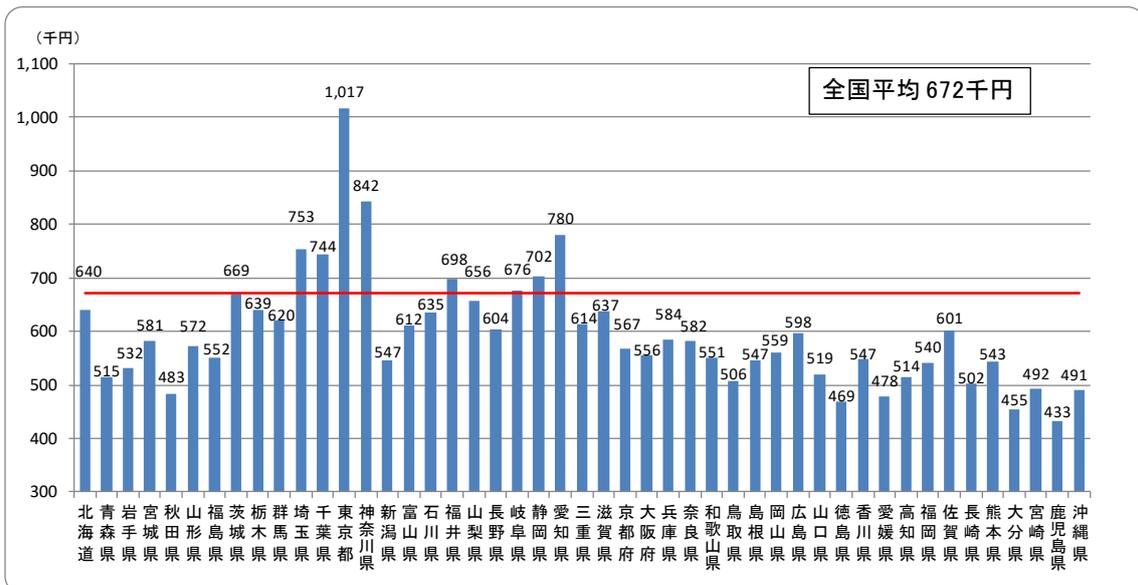
（注）課税標準額（所得）：総所得金額等から基礎控除分を除いた額で、いわゆる旧ただし書所得をいう。

図表2-7 一人当たり課税標準額の推移（平成24～令和3年度）



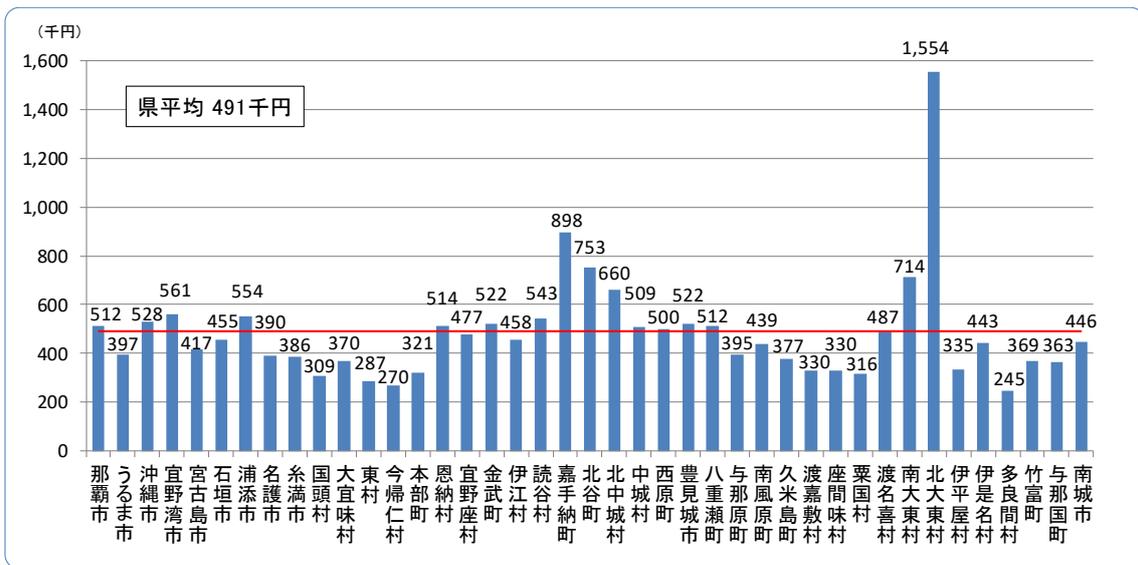
10

図表2-8 都道府県別一人当たり課税標準額（令和3年度）



出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

図表 2-9 市町村別一人当たり課税標準額（令和3年度）

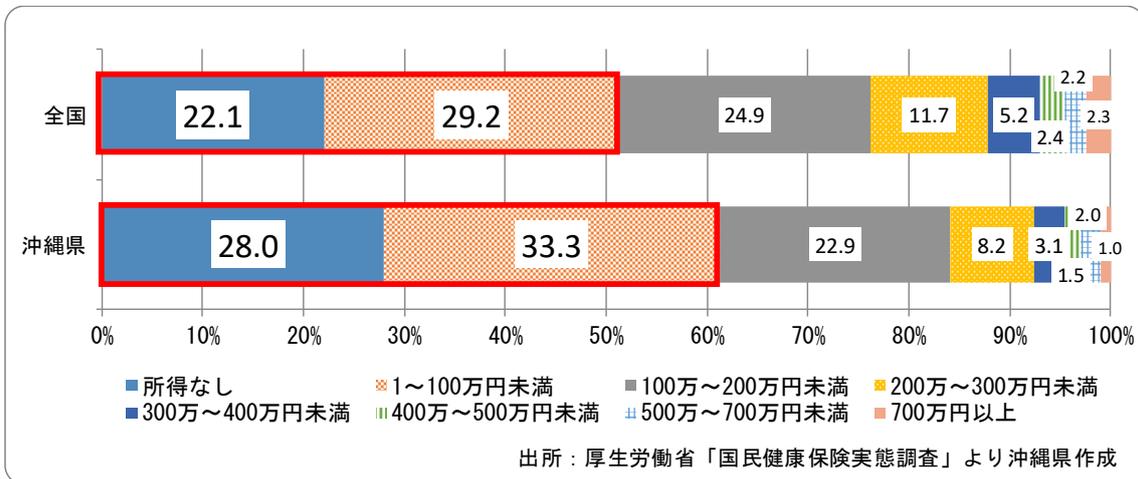


出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」より沖縄県作成

#### 4 世帯の所得階層分布

- 5 所得なしの世帯及び1～100万円未満の世帯の全体に占める割合は61.3%であり、全国（51.3%）と比較して低所得世帯の占める割合が高い。（図表 2-10）

図表 2-10 世帯の所得階層別割合（令和3年度）



出所：厚生労働省「国民健康保険実態調査」より沖縄県作成

## 第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

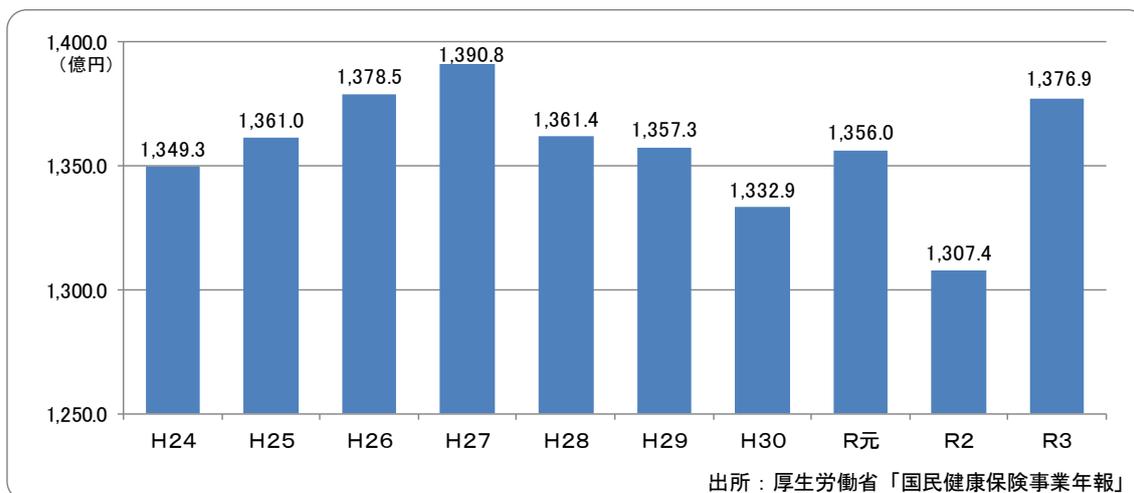
### 1 医療費の動向と将来の見通し

#### (1) 医療費の動向

##### 5 ア 医療費の推移

本県市町村国保の医療費（「療養諸費」をいう。）は、平成30年度は1,333億円だったが、令和3年度では1,377億円となっている。（図表3-1）

図表3-1 医療費（療養諸費）の推移（平成24～令和3年度・県内市町村国保）



10

##### イ 一人当たり医療費の推移

令和3年度の本県市町村国保の一人当たり医療費は35万320円で、全国では茨城県に次いで2番目に低く、全国平均の39万4,729円と比べて4万4,409円低くなっている。

15 市町村別で見ると、渡名喜村（57万8,720円）が最も高く、最も低い北大東村（18万3,947円）との格差は3.15倍となっている。（図表3-2～3-4）

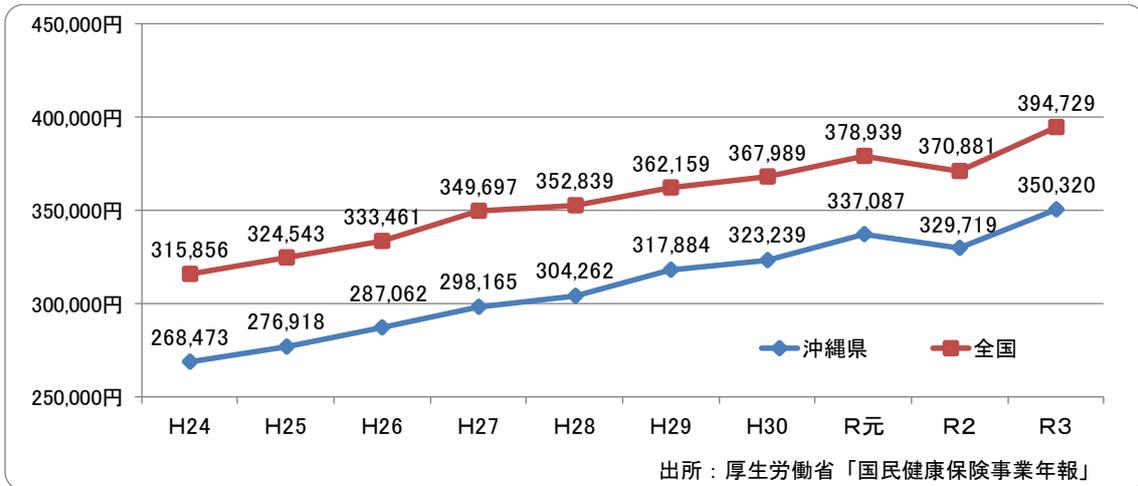
一人当たり医療費を年齢階級別に全国と比較すると、65～69歳及び70～74歳において、全国平均より約4.3万円から5.9万円高くなっている。（図表3-5）

20 また、令和3年度の一人当たり医療費を3要素（受診率<sup>注</sup>、一件当たり日数、一日当たり医療費）で分析すると、本県の受診率は7.95%で、全国（10.74%）と比べて低いが、一件当たり日数及び一日当たり医療費は高くなっている。（図表3-6）

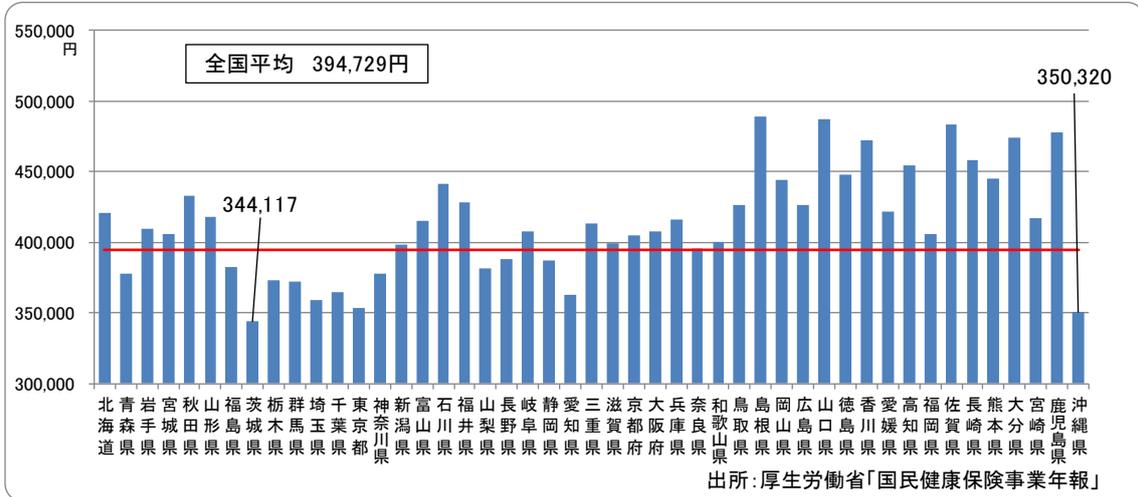
（注）受診率：一人当たりの年間の保険医療機関受診件数

25

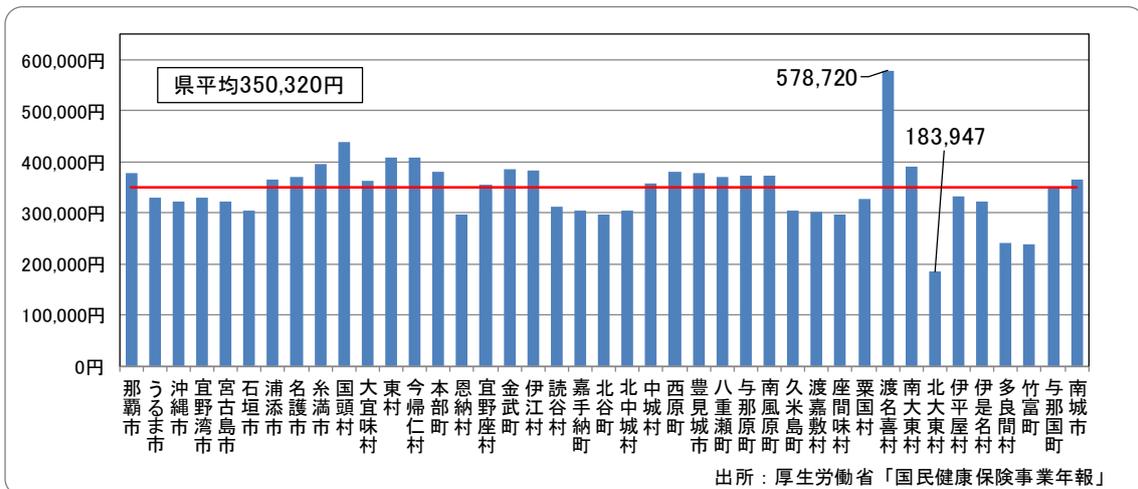
図表 3-2 一人当たり医療費の推移（平成24～令和3年度・市町村国保）



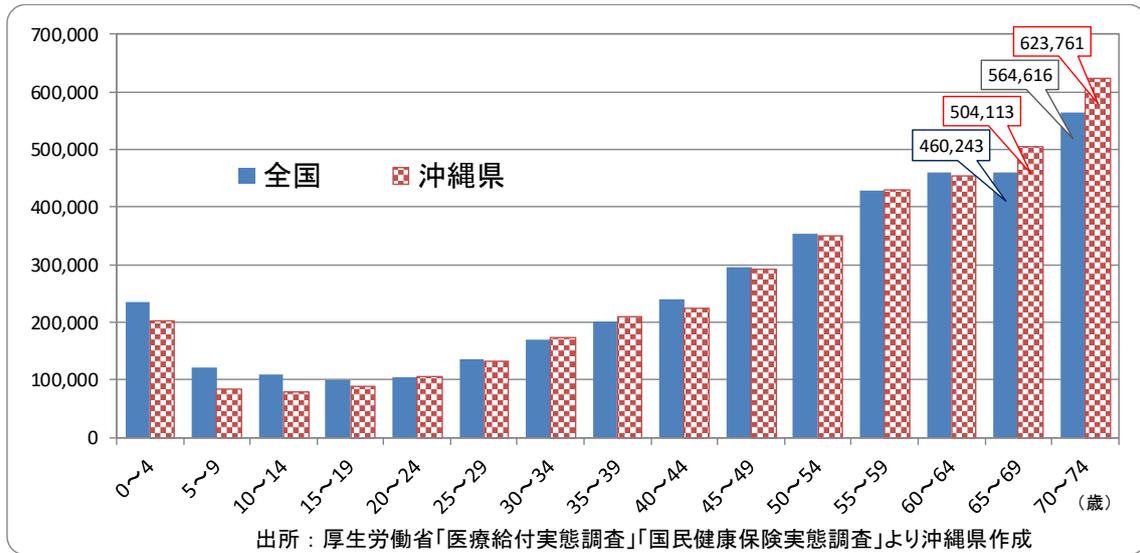
図表 3-3 都道府県別一人当たり医療費（令和3年度・市町村国保）



5 図表 3-4 市町村別一人当たり医療費（令和3年度・市町村国保）



図表 3-5 年齢階級別一人当たり医療費（令和3年度・市町村国保）



図表 3-6 一人当たり医療費の3要素分析（令和3年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
5 全国	386,610円	10.74%	1.87日	19,288円
沖縄県	344,417円	7.95%	2.02日	21,439円

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

(注) 医療費を地域又は保険者別に比較する場合は、一般に、医療費総額を加入者数で割った「一人当たり医療費」による比較や「一人当たり医療費」を以下の3要素に分解した比較が行われている。

$$\begin{aligned}
 \text{（加入者）一人当たり（年間）医療費} &= \text{一人当たり受診延べ日数} \times \text{一日当たり医療費} \\
 &= \frac{\text{※ 受診率}}{\text{レセプト件数}} \times \frac{\text{一件当たり日数}}{\text{受診延べ日数}} \times \frac{\text{一日当たり医療費}}{\text{医療費総額}} \\
 &\quad \text{（受診発生率）} \quad \text{（受診の期間）} \quad \text{（受診の単価）}
 \end{aligned}$$

※受診率は、一人当たりのほか、100人当たりで算出する場合等がある。

### ウ 医療の提供状況と一人当たり医療費の状況

10 令和3年度の本県の人口10万対医療施設数は、病院が6.1施設（全国6.5）、一般診療所は62.1施設（同83.1）、歯科診療所は41.3施設（同54.1）となっている。「沖縄県医療計画」で設定されている保健医療圏（二次医療圏）ごとの医療施設数を見ると、病院、一般診療所及び歯科診療所とも、人口が集中する中部及び南部圏域に集中している。

15 人口10万対医療施設数で見ると、病院については、北部及び宮古圏域は全国よ

り多く、中部、南部及び八重山圏域は全国より少なくなっている。また、一般診療所については、八重山圏域は全国より多く、北部、中部、南部及び宮古圏域は全国より少なくなっている。歯科診療所は、全ての圏域で全国より少なくなっている。(図表3-7)

- 5 二次医療圏ごとの人口10万対病院病床数で見ると、北部、南部及び宮古圏域は全国より多く、中部及び八重山圏域は全国より少なくなっている。人口10万対病院病床数と一人当たり入院医療費の関係をみると、宮古圏域の病院病床数は全国より多くなっているが、一人当たり入院医療費は全国より低い。(図表3-8)

10 図表3-7 二次医療圏別医療施設の状況と一人当たり医療費（令和3年度）

	病院		一般診療所		歯科診療所		一人当たり 医療費(円)	地域差 指数 (年齢調整後)	
	施設数	人口10万対	施設数	人口10万対	施設数	人口10万対			
全国	8,205	6.5	104,292	83.1	67,899	54.1	386,610	1.000	
沖縄県	89	6.1	912	62.1	607	41.3	344,417	1.050	
二次 医療 圏	北部	9	8.9	65	64.2	38	37.5	375,912	1.062
	中部	28	5.5	238	46.5	187	36.5	319,417	0.988
	南部	45	6.1	522	70.7	333	45.1	367,909	1.081
	宮古	4	7.5	39	73.0	26	48.7	309,425	0.876
	八重山	3	5.5	48	88.6	23	42.4	293,859	0.900

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」、沖縄県「衛生統計年報」

図表3-8 二次医療圏別病院病床数の状況と一人当たり入院医療費（令和3年度）

	病院病床数	人口10万対	一人当たり 入院医療費(円)	地域差指数 (年齢調整後)	
全国	1,500,057	1,195.2	151,415	1.000	
沖縄県	18,605	1,267.4	157,051	1.230	
二次 医療 圏	北部	1,835	1,812.8	179,690	1.303
	中部	5,985	1,168.5	141,328	1.131
	南部	9,553	1,293.0	171,096	1.294
	宮古	758	1,418.6	135,204	0.980
	八重山	474	874.8	127,708	1.010

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」、沖縄県「衛生統計年報」

## エ 診療種別医療費の状況

### 15 (ア) 入院

令和3年度の本県市町村国保の被保険者一人当たり入院医療費は15万7,051円で、全国（15万1,415円）と比べて5,636円高くなっている。(図表3-9)

一日当たり入院医療費は3万7,587円で、全国（3万9,881円）と比べて2,294円低くなっている。

- 20 一人当たり受診率は0.24%で、全国と同値となった。

一件当たり日数は17.08日で、全国（15.98日）と比べて1.10日多い。

入院医療費の疾病別寄与度（あるデータ（医療費）の増減にどの構成要素（疾病）がどの程度寄与しているかを示す。）を見ると、「循環器系の疾患」が最も高く、次いで「精神及び行動の障害」、「神経系の疾患」、「呼吸器系の疾患」の順となっている。（図表3-10）

5

図表3-9 一人当たり入院医療費の3要素分析（令和3年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	151,415円	0.24%	15.98日	39,881円
沖縄県	157,051円	0.24%	17.08日	37,587円

10

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

図表3-10 入院医療費の疾病別寄与度（令和3年度・県内市町村国保）

疾病分類	寄与度(降順)
IX 循環器系の疾患	0.0676
V 精神及び行動の障害	0.0598
VI 神経系の疾患	0.0288
XXII 特殊目的用コード	0.0218
X 呼吸器系の疾患	0.0159
XXIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	0.0126
XI 消化器系の疾患	0.0124
XIV 腎尿路生殖器系の疾患	0.0105
I 感染症及び寄生虫症	0.0085
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患	0.0073
XII 皮膚及び皮下組織の疾患	0.0052
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.0028
XV 妊娠、分娩及び産じょく	0.0028
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.0010
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	0.0003
XVI 周産期に発生した病態	0.0001
VIII 耳及び乳様突起の疾患	-0.0006
XVII 先天奇形、変形及び染色体異常	-0.0011
VII 眼及び付属器の疾患	-0.0020
II 新生物	-0.0238
計	0.2299

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

15

## (イ) 入院外（調剤含む）

本縣市町村国保の被保険者一人当たり入院外医療費（調剤含む）は16万7,951円で、全国（20万8,247円）と比べて4万296円低くなっている。（図表3-11）

一日当たり入院外医療費は1万7,873円で、全国（1万6,289円）と比べて1,584円高い。

一人当たり受診率は6.31%で、全国（8.50%）と比べて2.19ポイント低い。

一件当たり日数は1.49日で、全国（1.50日）より0.01ポイント低い。

図表3-11 一人当たり入院外医療費の3要素分析（令和3年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	208,247円	8.50%	1.50日	16,289円
沖縄県	167,951円	6.31%	1.49日	17,873円

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

## (ウ) 歯科

本縣市町村国保の被保険者一人当たり歯科医療費は1万9,415円で、全国（2万6,949円）と比べて7,534円低くなっている。（図表3-12）

一日当たり歯科医療費は7,782円で、全国（7,782円）と比べて15円高い。

一人当たり受診率は1.39%で、全国（2.01%）と比べて0.62ポイント低い。

一件当たり日数は1.79日で、全国（1.73日）と比べて0.06日多い。

図表3-12 一人当たり歯科医療費の3要素分析（令和3年度・市町村国保）

	一人当たり医療費	一人当たり受診率	一件当たり日数	一日当たり医療費
全国	26,949円	2.01%	1.73日	7,782円
沖縄県	19,415円	1.39%	1.79日	7,797円

出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

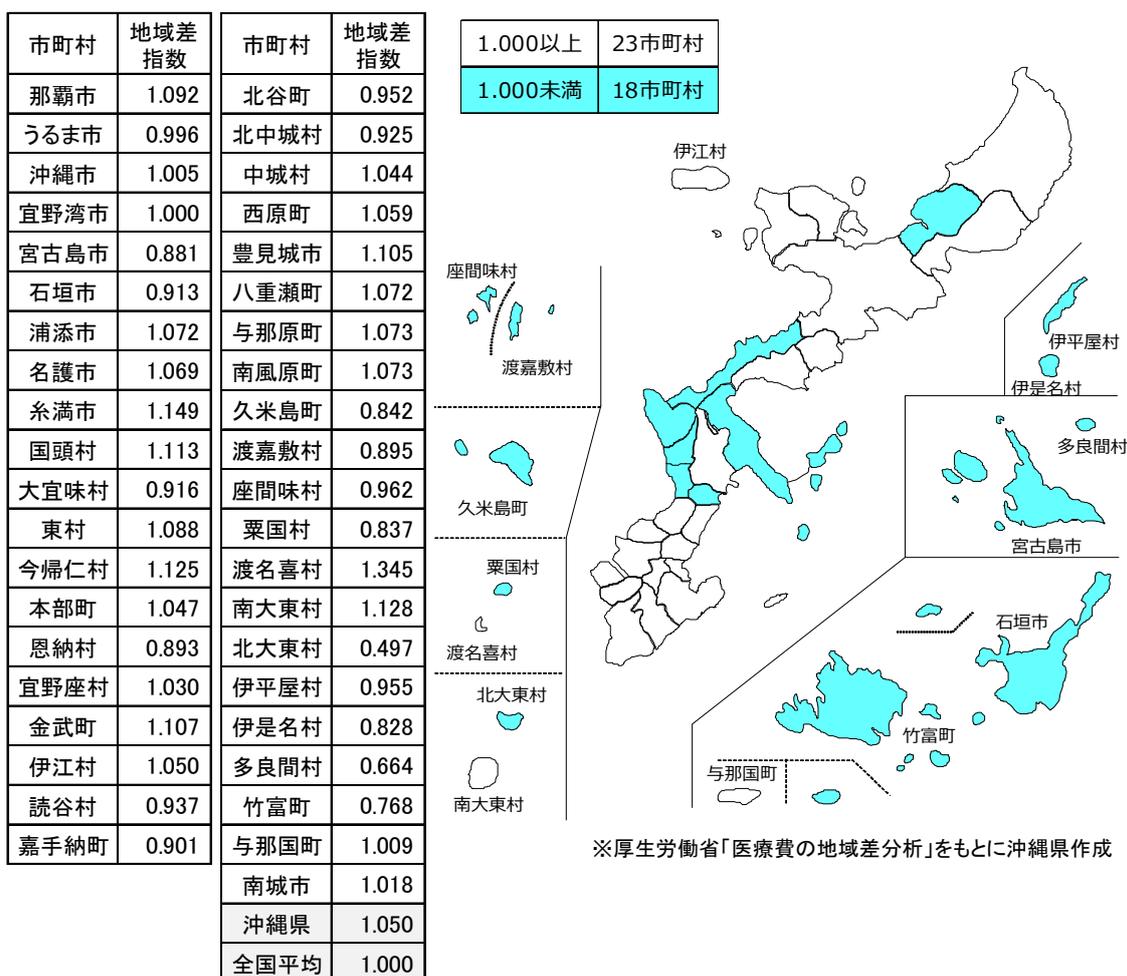
## オ 医療費の地域差指数

令和3年度の医療費の地域差指数(注)を見ると、県全体では1.050であり、全国平均と比べて年齢構成調整後の医療費水準は高い。

市町村別で見ると、渡名喜村(1.345)が最も高く、最も低い北大東村(0.497)との格差は2.7倍となっている。(図表3-13)

(注) 地域差指数：各市町村の実際の年齢構成を全国の標準的な年齢構成と同じにした場合の一人当たり医療費を指数化(全国平均を1)したもの。

図表3-13 医療費の地域差指数(令和3年度・市町村国保)



出所：厚生労働省「医療費の地域差分析」

## カ 疾病分類別医療費の状況

令和3年度の疾病分類別(中分類)の医療費の状況を見ると、入院では「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も高く、次いで「その他の心疾患」、「その他の神経系の疾患」の順となっている。外来では「腎不全」が最も高く、次いで「糖尿病」、「高血圧性疾患」の順となっている。(図表3-14)

図表 3-14 疾病分類別医療費の状況（中分類）上位20（令和3年度）

	入院		外来		計	
	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位
総計（単位：百万円）	56,754		64,945		121,699	
腎不全	2,169	6	8,397	1	10,566	1
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	3,864	1	2,127	8	5,991	2
その他の悪性新生物＜腫瘍＞	3,047	4	2,582	4	5,629	3
その他の心疾患	3,374	2	2,208	6	5,583	4
その他の神経系の疾患	3,315	3	2,162	7	5,477	5
糖尿病	405	36	4,919	2	5,323	6
その他の消化器系の疾患	1,658	9	2,068	9	3,726	7
その他の呼吸器系の疾患	2,556	5	445	35	3,001	8
高血圧性疾患	132	67	2,852	3	2,983	9
気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	1,479	12	1,460	11	2,939	10
その他の眼及び付属器の疾患	414	35	2,471	5	2,885	11
その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	1,494	11	828	21	2,322	12
虚血性心疾患	1,723	8	566	31	2,289	13
骨折	1,888	7	317	48	2,206	14
気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	852	21	1,305	14	2,157	15
てんかん	1,263	16	840	20	2,103	16
症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	1,041	18	1,047	17	2,088	17
関節症	1,332	13	752	23	2,085	18
脂質異常症	33	87	1,852	10	1,884	19
脳梗塞	1,616	10	242	56	1,858	20

出所：国保データベース(KDB)システム「疾病別医療費分析(中分類)」

## キ 高医療費市町村の状況

- 5 国保法第82条の2第4項に基づき、医療に要する費用の額が災害等の特別事情による額を控除してもなお著しく多額と見込まれる市町村（地域差指数が1.14を超えるもの。以下「高医療費市町村」という。）がある場合は、都道府県が定める国民健康保険運営方針において、医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めることとされている。

令和5年度は、高医療費市町村の該当はなかった。（図表3-15）

10

図表 3-15 高医療費市町村の推移（平成26～令和5年度・市町村国保）

該当年度（注） （実績年度）	H26 (H24)	H27 (H25)	H28 (H26)	H29 (H27)	H30 (H28)	R元 (H29)	R2 (H30)	R3 (R元)	R4 (R2)	R5 (R3)
高医療費市町村数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0

(注) 各年度実績をもとに、翌々年度に高医療費市町村に該当となる。

出所：沖縄県国民健康保険課調査

## (2) 医療費の将来の見通し

### ア 被保険者数の推計

被保険者数は、平成30年（2018年）度から令和3年（2021年）度にかけては、本県の総人口の増加にかかわらず、減少している。

5 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）によると、本県の総人口は、令和2年（2020年）度から令和7年（2025年）度にかけて減少する見通しであり、被保険者数についても、今後も被用者保険の適用拡大が予定されていることから、さらに減少する見込みである。（図表3-16）  
（推計の前提条件）

10 年齢階級別国保加入割合に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」における5歳ごとの年齢階級別人口を乗じて推計した。

年齢階級別国保加入割合は、県市町村課「住民基本台帳年齢別人口」及び厚生労働省「国民健康保険実態調査」を基に算出した。

15 なお、令和7年度は、国保事業費納付金の算出過程において推計した被保険者数とし、年齢階級別の被保険者数は、上記で推計した被保険者数の割合に応じて按分した。

### イ 医療費の推計

一人当たり医療費については、医療の高度化や前期高齢者割合の増加等に伴い今後増加傾向で推移し、令和12年（2030年）度は55万5,966円と推計される。  
20 令和2年（2020年）度の32万9,722円と比べて22万6,244円増加し、約1.69倍となる見通しである。（図表3-17）

総医療費については、一人当たり医療費の増加に伴い、令和12年（2030年）度は約1,772億円と推計される。令和2年（2020年）度の約1,307億円と比べて465億円の増加、約1.36倍となる見通しである。（図表3-18）

25 （推計の前提条件）

#### （ア）一人当たり医療費

前年度の一人当たり医療費に、一定の伸び率を乗じて算出した。

30 なお、一定の伸び率は、厚生労働省「国民健康保険事業年報」を基に、新型コロナウイルス感染症による受診控え等により医療費が減少している令和2年度を除く直近2か年（令和元年度及び令和3年度）の伸び率の平均値を使用した。

#### （イ）総医療費

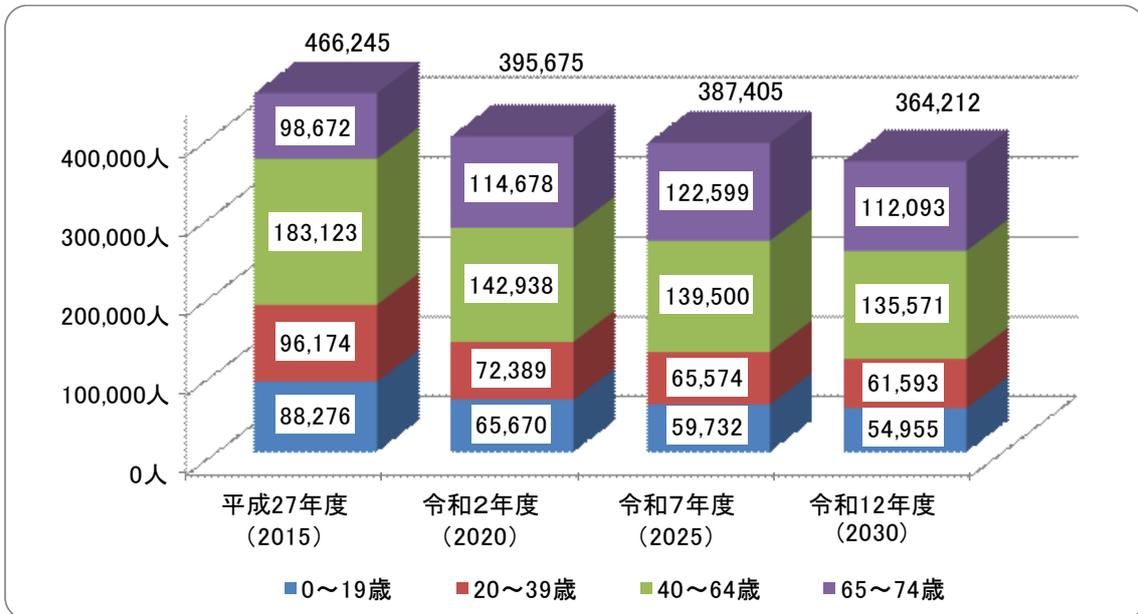
前期高齢者（65～74歳）とそれ以外（0～64歳）の階層に分けてそれぞれの総医療費を算出し、合算した。

35 それぞれの総医療費は、被保険者数の将来推計で算出したそれぞれの被保険

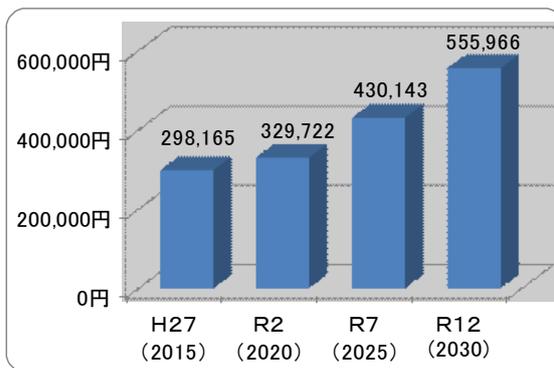
者数に、それぞれの一人当たり医療費を乗じて算出した。

なお、令和7年度は、国保事業費納付金の算出過程において推計した医療費を用いた。

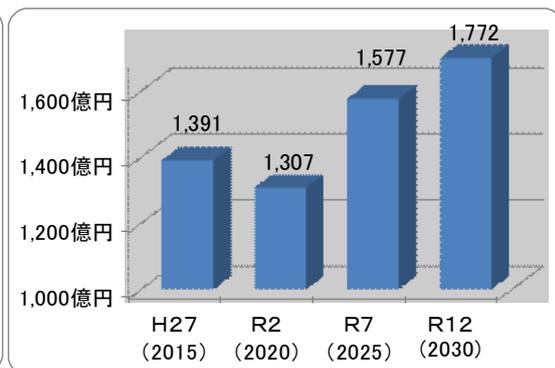
5 図表3-16 被保険者数の将来推計（平成27～令和12年度）



図表3-17 一人当たり医療費の将来推計  
（平成27～令和12年度）



図表3-18 医療費の将来推計  
（平成27～令和12年度）



図表3-16～18 出所：厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「国民健康保険実態調査」、沖縄県市町村課「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」により沖縄県試算

10 (3) 財政の見通し

本県国保は、前期高齢者割合の増加に伴い、被用者保険等の保険者が拠出する前期高齢者交付金が増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれる。一方で、前期高齢者に係る医療費が増加することも見込まれており、今後、一人当たり医療費の増加に伴い、一人当たり保険料（税）の負担が大きくなり、厳しい財政状況になることが

懸念される。

そのため、保険料（税）の適正な設定、保険料（税）の収納率の向上、医療費適正化による医療費の抑制等の取組が重要となってくる。

## 5 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組等

### (1) 市町村の財政運営状況

令和3年度の本県市町村国保の特別会計の「収支差引額」（普通会計決算の「形式収支」に相当）の合計は、約25億円の黒字となっており、赤字市町村数は4市町村となっている。

10 収支差引額から、県支出金等精算の影響を除いた「精算後単年度収支」から、決算補填等のための法定外一般会計繰入金約32億円を除いた「実質的な単年度収支差引額」（「実質単年度収支」に相当）の合計は、約9億円の赤字であり、赤字市町村数は26市町村となっている。（図表3-19）

15 本県市町村国保の財政は、平成30年度からの制度改革に係る公費拡充により一定程度改善しており、繰上充用及び法定外繰入も減少傾向にあるものの、「実質的な単年度収支差引額」では赤字が続いており、依然として厳しい状況が続いている。

図表3-19 市町村の決算収支状況の推移（平成29～令和3年度）

	歳入総額	歳出総額	収支差引合計額		実質的な単年度収支差引額	
				赤字保険者		赤字保険者
20 H29	2,270 億円	2,270 億円	△ 5 億円	9	△ 68 億円	36
H30	1,794 億円	1,794 億円	△ 5 億円	8	△ 17 億円	26
R元	1,789 億円	1,789 億円	10 億円	6	△ 17 億円	26
R2	1,744 億円	1,744 億円	4 億円	5	△ 20 億円	28
25 R3	1,791 億円	1,791 億円	25 億円	4	△ 9 億円	26

出所：沖縄県「沖縄県市町村国保財政状況等について」

### (2) 県の財政運営状況

30 令和3年度の県の国保特別会計の「収支差引額」（普通会計決算の「形式収支」に相当）は、約15億円の黒字となっている。

黒字額については、翌年度に行われる国庫支出金の精算等の費用に充てられ、国庫支出金精算による「実質的な精算後単年度収支差引額」は、約5億円の財源不足（赤字）となっている。（図表3-20）

なお、財源不足（赤字）は、財政安定化基金を取り崩して対応した。

35

図表 3-20 県の決算収支状況の推移（平成30～令和3年度）

	歳入総額	歳出総額	収支差引合計額	精算後単年度収支差引額
H30	1,580 億円	1,567 億円	13 億円	△ 5 億円
R元	1,615 億円	1,615 億円	0円	△ 10 億円
R 2	1,604 億円	1,568 億円	36 億円	△ 4 億円
R 3	1,674 億円	1,659 億円	15 億円	△ 5 億円

出所：沖縄県国民健康保険課

### （3）財政収支の改善に係る基本的な考え方

10 国民健康保険は一会計年度単位で行う短期保険であり、当該年度の国保特別会計の収支を均衡させる必要がある。

収入面では、国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要かつ適切な保険料（税）を設定するとともに、適切な収納対策により目標とする収入額を確保するものとし、支出面では、保険給付の適正実施の確保、医療費の適正化等に積極的に取り組み、支出額を抑制するものとする。

### （4）赤字の定義

#### ア 削減・解消すべき赤字

20 市町村が削減・解消すべき赤字額とは、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金」の合算額をいう。

市町村において行われている法定外の一般会計繰入金は、保険料（税）の負担緩和等を図る目的の「決算補填等目的」と保健事業に係る費用等に充てる目的の「決算補填等目的以外」に分けられる。

25 「決算補填等目的」には保険者の政策によるものと決算補填目的のものがあり、保険料（税）の負担緩和を図ることは前者、累積赤字の補填は後者にあたる。

#### イ 繰上充用金の取扱い

平成29年度以降に収支の赤字による繰上充用金があった場合、削減・解消すべき赤字となる。

30 本県市町村国保における令和4年度から令和3年度への繰上充用金額は約15億円、一人当たり約3,742円と全国でも突出している。

そのため、繰上充用金については、繰上充用が会計年度独立の原則の重大な例外であり、財政収支を悪化させるものであって特に解消する必要があることから、可能な限り速やかに解消するものとする。

#### ウ 赤字の状況

令和3年度決算に基づく試算では、赤字市町村数21市町村、赤字額約46億円と

なる。

### (5) 赤字削減・解消計画に基づく取組

5 赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料（税）率の設定、収納率等の要因分析を行った上で、赤字の削減又は解消に向けた必要な対策を整理し、目標年次及び設定理由等を県に報告するものとする。また、県と協議の上、6年以内を基本とした計画を策定し、赤字の削減又は解消に取り組むものとする。

県は、赤字の削減又は解消の取組、目標年次等の設定及び解消年度の短縮化に向けた検討等について、必要な助言を行うものとする。

10 なお、法定外繰入等の削減・解消を図るため、市町村が策定した赤字削減・解消計画を県にて取りまとめ、県のホームページにて公表するものとする。

## 3 財政安定化基金の運用

15 国民健康保険事業の財政安定化のため、給付費増、公費の減少や予期せぬ保険料（税）の収納不足等により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、市町村に対する交付又は市町村及び県に対する貸付を行う。

県への貸付必要額と市町村への貸付又は交付申請額の合計が基金残高を上回る見込みとなった場合は、県への貸付を優先する。

20 また、決算剰余金等の留保財源が生じた場合は、市町村と協議の上、その一部を特例基金に積み立て、後年度の納付金の平準化に活用することができる。

### (1) 財政安定化基金の交付

#### ア 交付要件

25 市町村において「特別な事情」が生じたと認められる場合に、当該市町村の申請により交付することとし、具体的な交付要件は、次のとおりとする。

(ア) 多数の被保険者の生活に著しい影響を与える災害（台風、洪水、地震等）の場合（国により激甚災害に指定された場合とする。）

30 (イ) 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合

(ウ) その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じたと認められる場合

#### イ 交付額

35 収納不足額の2分の1を上限とし、県が交付を受けようとする市町村の交付申請額、保険料（税）収納の状況及び収納率目標の設定状況等を踏まえて決定する。

## ウ 交付額の補填

国・県・県内全ての市町村が、当該市町村への交付額の3分の1に相当する額をそれぞれ拠出して補填することを基本とする。

## 5 (2) 財政安定化基金の貸付

### ア 市町村に対する貸付

#### (ア) 貸付要件

予期せぬ保険料(税)収納額の低下(政省令に定められるところによる)により財源不足となったことが認められる場合に、当該市町村の申請に基づき貸付を行うものとする。

#### (イ) 貸付額

当該貸付を受けようとする市町村の申請額を基本とするが、具体的な貸付額の判断は、県が審査し決定する。

#### (ウ) 貸付額の償還

貸付金の返済分については、貸付を受けた市町村が、貸付年度の翌々年度から原則3年間で償還する。(無利子)

### イ 県に対する「貸付」

県に対する「貸付」とは、沖縄県国民健康保険事業特別会計への繰入をいうものとする。

#### (ア) 「貸付」要件

保険給付の増や公費の減少等により財源不足となった場合を「貸付」の対象とする。

#### (イ) 「貸付」額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、沖縄県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる。

#### (ウ) 「貸付」額の償還

「貸付」金の返済分については、「貸付」年度の翌々年度以降の国保事業費納付金に上乗せして市町村から徴収し、償還(沖縄県国民健康保険事業特別会計から財政安定化基金に積み戻すことをいう。)する。

## (3) 財政安定化基金を活用した年度間の財政調整

令和3年6月の国民健康保険法改正により国民健康保険の安定的な財政運営の確保のため必要があると認められる場合に、県は、決算剰余金について、財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れること(財政調整事業)ができることとなった。(国保法第81条の2第4項)

今後、県の国民健康保険特別会計において、決算剰余金の発生が見込まれる場合は、市町村と協議の上、財政調整事業の実施を検討するものとする。

## 第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法

### 1 保険料（税）の現状

#### （1）保険料（税）の賦課状況

5 国民健康保険事業に要する費用を賄う方法として、国保法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税の2種類の賦課方法が認められている。本県では、41市町村中、40市町村が保険税方式で、1市が保険料方式となっている。

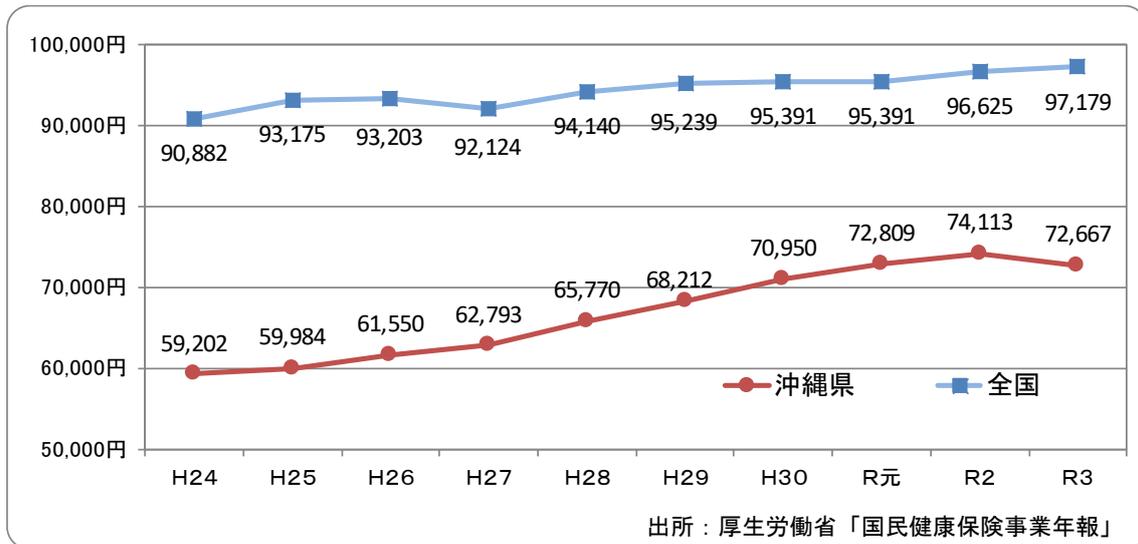
#### （2）一人当たり保険料（税）調定額

10 令和3年度の本県市町村国保の一人当たり保険料（税）調定額は7万2,667円（全国平均の約75%）で、平成24年度以降増加傾向にあるものの、全国で最も低くなっている。（図表4-1、図表4-2）

市町村別で見ると、北大東村（11万8,250円）が最も高く、最も低い伊平屋村（4万6,117円）との格差は2.6倍となっている。（図表4-3）

15

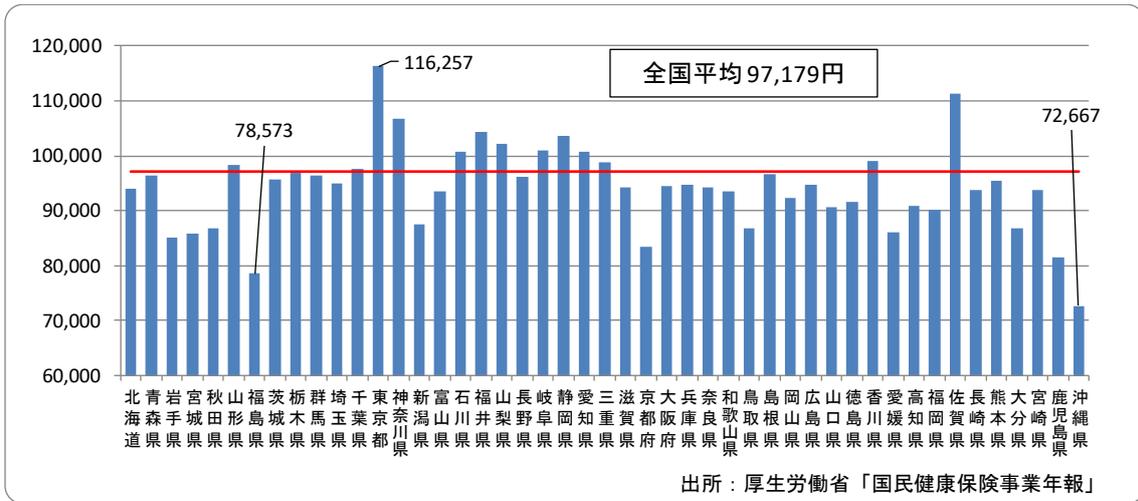
図表4-1 一人当たり調定額の推移（平成24～令和3年度）



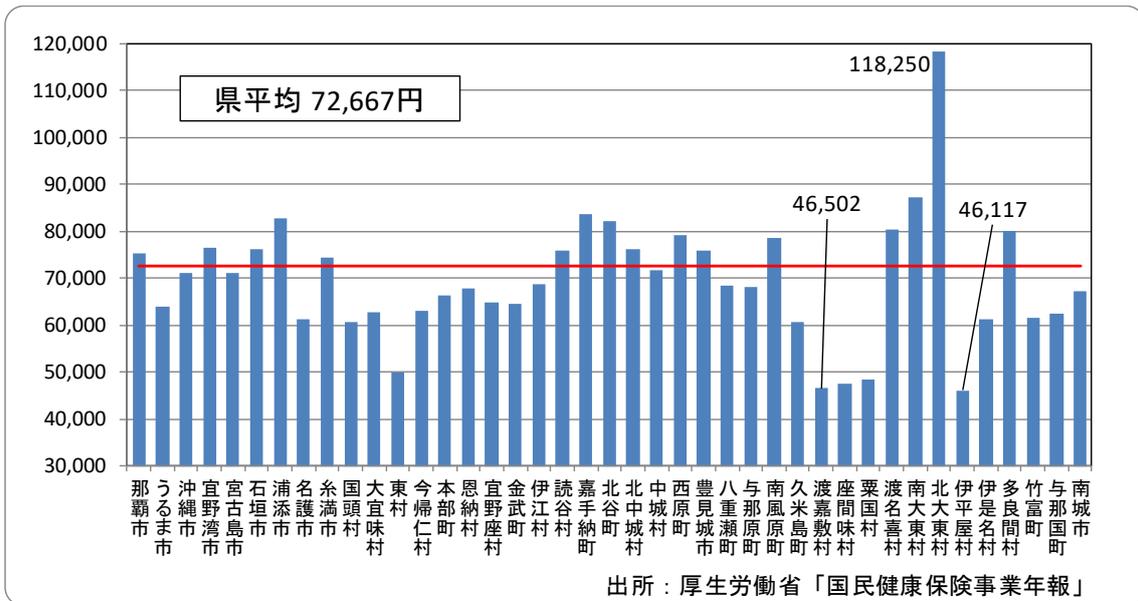
20

25

図表 4-2 都道府県別一人当たり保険料（税）調定額（令和3年度）



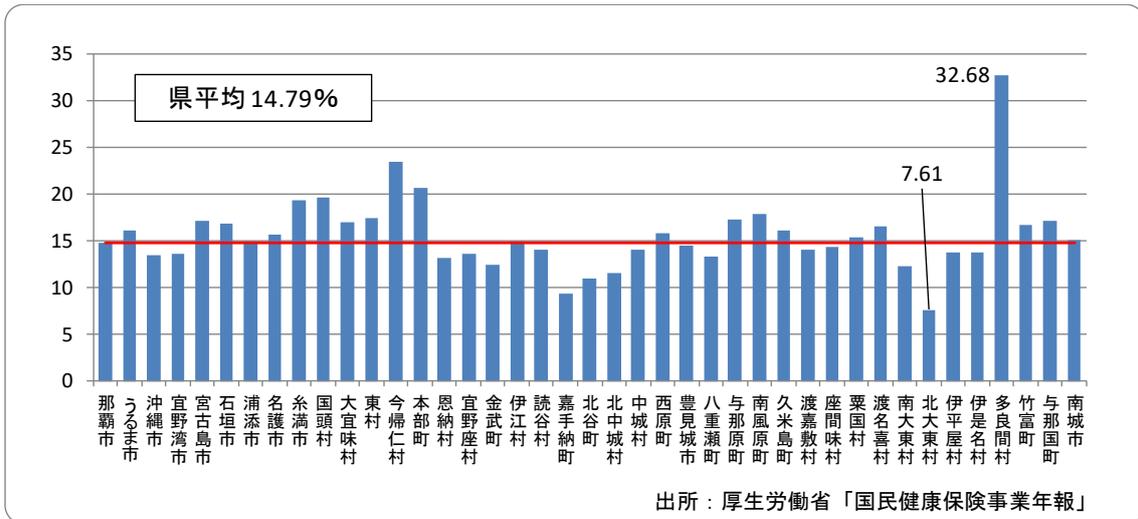
図表 4-3 市町村別一人当たり保険料（税）調定額（令和3年度）



5 (3) 一人当たり保険料（税）負担率

本縣市町村国保の令和3年度の一人当たり保険料（税）負担率（一人当たり課税標準額（所得）に占める一人当たり保険料（税）調定額の割合）は14.79%で、市町村別で見ると、多良間村（32.68%）が最も高く、最も低い北大東村（7.61%）との格差は4.3倍となっている。（図表4-4）

図表 4-4 一人当たり保険料（税）負担率（令和3年度）



(4) 保険料（税）の賦課方式

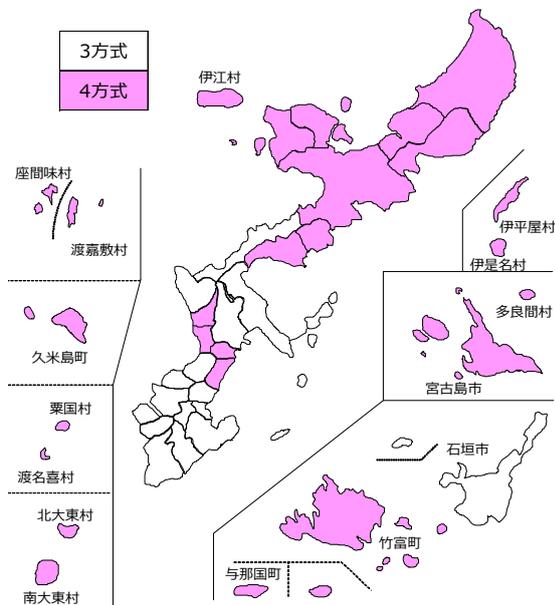
5 保険料（税）の賦課方式については、所得割、被保険者均等割（人数割）、世帯平等割の三方式を採用する市町村が15市町村、資産割を加えた四方式を採用する市町村が26市町村となっており、四方式を採用する市町村が多数となっている。

他方、被保険者数で見ると、約8割が三方式の適用を受けている。（図表4-5）

図表 4-5 賦課方式別の市町村数及び被保険者数（令和3年度）

区分	保険者		被保険者	
	市町村数	構成比	被保険者数	構成比
三方式	15	36.6%	306,958人	79.0%
四方式	26	63.4%	81,575人	21.0%
計	41	100.0%	388,533人	100.0%

出所：厚生労働省「国民健康保険事業年報」により沖縄県作成



10

15

(5) 保険料（税）の賦課割合

本県市町村国保の保険料（税）賦課割合の平均は、応能割：応益割が「60：40」で応能割が高くなっている。

また、応益割の内訳である被保険者均等割（「均等割」という。）と世帯別平等割（「平等割」という。）との割合については、国保法施行令第29条の7第2項及び地方税法第703条の4（いずれも平成29年改正前）で定められた標準賦課割合と比較して平等割の賦課割合が高くなっている。（図表4－6）

5

図表4－6 市町村の賦課割合（医療分・一般分）（令和3年度）

	応能割 (%)			応益割 (%)		
	所得割 (%)	資産割 (%)		均等割 (%)	平等割 (%)	
市平均	58.88	0.88	59.76	23.62	16.61	40.24
町村平均	54.70	4.03	58.73	24.92	16.35	41.27
県平均	57.84	1.67	59.50	23.95	16.55	40.50
※平成29年改正前の標準賦課割合	40.00	10.00	50.00	35.00	15.00	50.00

出所：厚生労働省「国民健康保険事業年報」により沖縄県作成

## 2 保険料（税）水準の統一

### （1）保険料（税）水準の統一に係るこれまでの方針

10 国のガイドライン（平成28年4月28日付け保発0428第17号厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」をいう。）では、市町村間の保険料（税）水準の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、市町村の意見を十分踏まえつつ、将来的に保険料（税）水準の統一を目指すこととされた。

15 保険料（税）水準の統一を図るためには、医療費水準の平準化、保険料（税）算定方式の統一化、賦課割合の統一化、保険料（税）収納率格差の取扱い、保険料（税）の対象となる統一的な事業費の範囲の設定、保健事業費、葬祭費等給付基準額の統一、地方単独事業の整理などの課題がある。

20 特に、本県では、市町村間の医療費水準に2倍以上、保険料（税）負担水準に4倍以上の格差があり、平成30年度から保険料（税）水準を統一する場合には、被保険者の保険料（税）負担額が急激に変動することも懸念され、平成30年度から当面は、保険料（税）水準を統一しないものとした。

25 ただし、新制度施行後の国保事業費納付金の算定方法における激変緩和措置の期間及び財政安定化基金（特例基金分）の法定設置期限が令和5年度までとされていること等を踏まえ、この期間中に、市町村国保財政の赤字の解消、医療費の適正化、事務の標準化等の取組を進め、保険料（税）水準の統一に向けた環境を整備し、これらの取組の状況を見きわめた上で、将来的な保険料（税）水準の統一については、令和6年度からの実施を目指すものとした。

## (2) 令和2年度までの取組

5 県は、平成30年度を初年度とする「沖縄県国民健康保険運営方針」を策定した後、市町村国保財政の赤字の解消、医療費の適正化、事務の標準化等の取組を進めるとともに、保険料（税）水準の統一に当たっては、まず、県と全ての市町村で、保険料（税）水準の統一に向けた理念(注)の共有が必要であることから、市町村長を対象とした地区別勉強会等の開催や、市町村からの意見聴取を実施した。

令和2年2月に実施した意見聴取では、市町村の約半数が理念に賛同できるとし、約半数が継続協議としたいとの回答であった。

10 なお、令和2年5月に改定された国のガイドラインにおいては、保険料（税）水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことが明確化され、統一について議論を深める必要があるとされている。

県は、引き続き、保険料（税）水準の統一に向けた環境を整備するとともに、県と全ての市町村との理念の共有のもとで、具体的な検討を行うものとした。

(注) 保険料（税）水準の統一に向けた理念：同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どの市町村に住んでいても保険料が同じであることを理想とするもの。

## (3) 令和3年度以降の取組

20 県は、令和3年度からの「沖縄県国民健康保険運営方針（第2期）」を策定した後、継続協議の市町村と意見交換したところ、理念共有より前提となる条件等を先に協議すべきとの意見が出たため、令和3年11月に「事務担当者会議（前提条件協議）」を設置するとともに、慎重意見の強い離島町村等の意見を十分反映させるため、「離島町村等意見調整会議」を設置した。

その後、事務担当者会議（前提条件協議）を4回、離島町村等意見調整会議を3回開催し、今後の取組（案）を整理し、令和5年2月の理事者等会合において市町村長の了承を得た。

## (4) 今後の取組方針

保険料（税）水準の統一については、医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないため、令和6年度からの実施を見送る。

30 ただし、令和3年6月に国民健康保険法が改正され、「保険料の水準の平準化」が都道府県国民健康保険運営方針に記載事項とされたことを踏まえ、統一に向けた環境整備を図るため、令和6年度から新たな取組を実施する。

具体的には、国保事業費納付金算定において、医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$ とする（高額医療費負担金及び特別高額医療費負担金については、50%を県単位の共同負担とする。）。

また、国保法第72条の2に規定する県繰入金（以下「県2号繰入金」という。）を活用し、 $\alpha$ の引き下げに伴い国保事業費納付金が増加する分を全額補填する。

併せて、医療費水準の市町村格差が全国並になるまでの間、県2号繰入金を活用し、医療費水準が低い又は改善した市町村に対し交付金を交付する。

- 5 以上の取組を必要に応じて見直しつつ、令和6年度から10年度頃まで行った後、医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、統一に向けた取組を加速化することとする。

### 3 標準的な保険料（税）算定方式

#### （1）標準的な保険料（税）算定方式

- 10 標準的な保険料（税）算定方式は、「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」（平成27年4月全部改正）において「『三方式』への移行を目指す」としていること、及び市町村における被保険者数で見た場合の適用状況等を勘案し、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分ともに「三方式」（均等割、平等割及び所得割）とする。

#### （2）標準的な賦課限度額

15 令和5年度における政令基準は、基礎分（医療分）65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護納付金分17万円、合計104万円となっており、県内市町村は、全て政令基準による賦課限度額となっていることから、引き続き同基準による賦課限度額を標準とする。

20

#### （3）標準的な賦課割合（均等割指数・平等割指数）

標準的な賦課割合は、応能割：応益割＝応能割係数 $\beta$ （沖縄県（国が示す値））：1とする。

- 25 応益割に占める均等割と平等割の標準的な賦課割合は、均等割指数：平等割指数＝0.7：0.3とする。

#### （4）標準化を進めるに当たっての被保険者の保険料（税）負担の変動に対する配慮

- 30 市町村は、県が示す標準的な保険料（税）算定方式及び標準的な賦課割合等に合わせて保険料（税）率の設定を見直す場合は、被保険者の急激な負担の変動が生じないよう、段階的な見直しを検討するなど、適切な配慮を行うものとする。

### 4 標準的な収納率

- 35 標準的な収納率は、市町村における収納率目標とは異なり、県が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる数値である。

仮に実態よりも大幅に高い収納率で市町村標準保険料率を算定した場合に、その市町村標準保険料率を参考にした市町村は、本来必要な保険料（税）収入を確保することができなくなるおそれがある。

5 このため、標準的な収納率は、市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準とし、低い収納率になりすぎないように留意しながら、当面は、市町村ごとに設定するものとする。

具体的には、より実態に即するため、98%を上限とし市町村ごとの過去5か年の収納率の平均値とする。

## 10 5 国保事業費納付金の算定方法

### (1) 国保事業費納付金の意義

国保事業費納付金は、国保被保険者の医療費等を県内の全ての市町村で負担する仕組みである。

15 市町村内の住民相互の支え合いの仕組みに加え、県内の市町村相互で支え合うことにより、保険料（税）率の平準化や小規模保険者等のリスクを分散するとともに、県全体で国保被保険者の負担の公平化を図ることを目的とする。

国保事業費納付金の算定方法は、国のガイドラインに示された算定方式を基本とする。

20 従って、各市町村に割り当てする国保事業費納付金は、市町村の算定項目（医療費水準、所得、被保険者数、世帯数）を基に個別に算定するものとする。

### (2) 国保事業費納付金の算定式

25 国保事業費納付金は、県が、県全体の保険給付費等の見込みを立てて、保険給付費等を賄うために必要な納付金総額を算定し、これを市町村ごとの医療費水準及び所得水準を考慮して割り当てる。

具体的な算定過程を医療分について示すと、次のアからオまでのとおりであり、算定過程のイメージを示すと次ページのとおりとなる。

ア 県全体の保険給付費（A）を推計する。

30 イ アのAから国庫負担金等の公費を除き、県全体の保険料収納必要総額（B）を算出する。

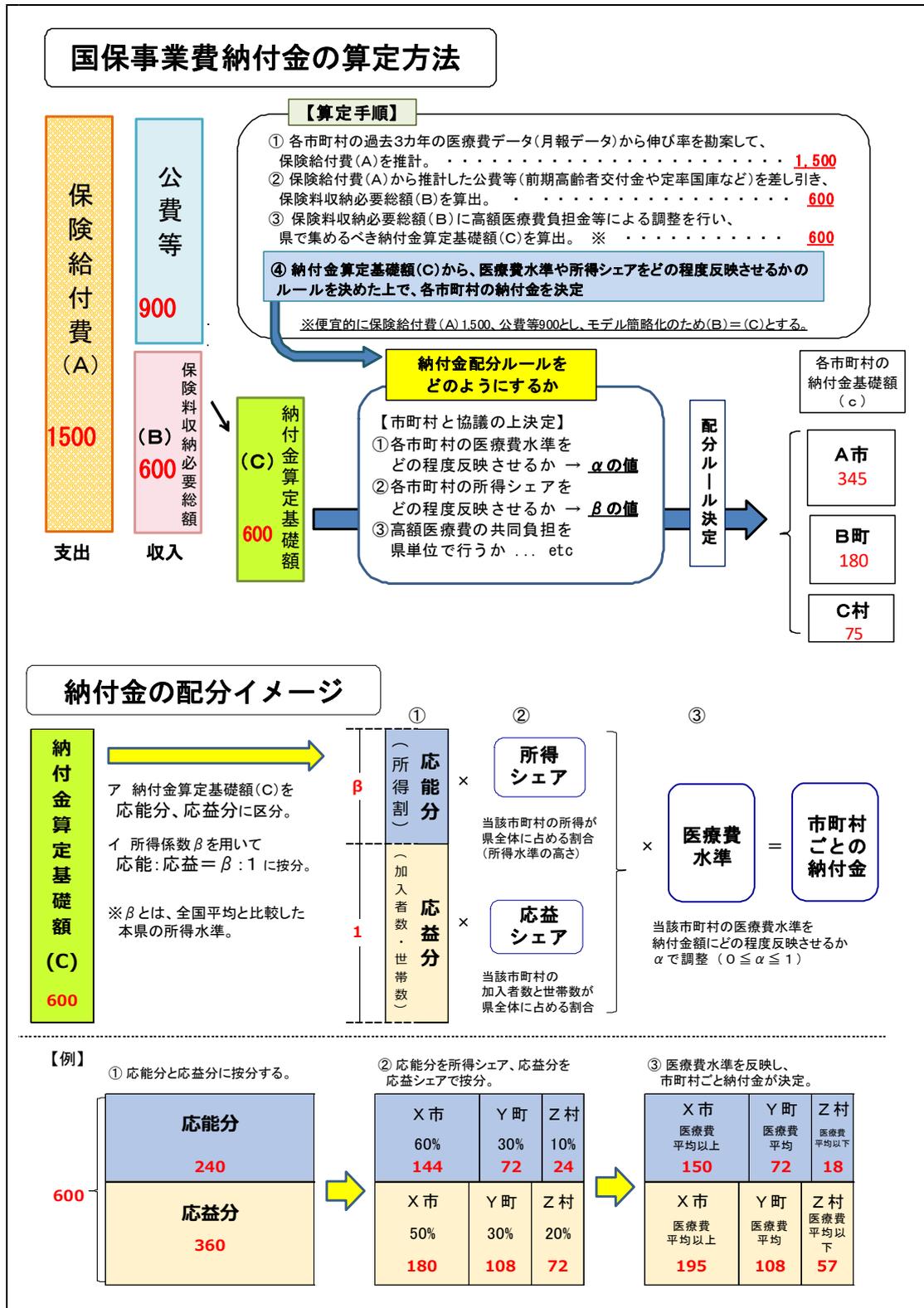
ウ イのBから高額医療費負担金（国・県）等に戻し加算し、納付金算定基礎額（C）を算出する。（高額医療費を県単位で共同負担調整しない場合）

エ ウのCに各市町村の医療費水準、所得水準を勘案して納付金基礎額（c）を算出する。

35 オ エのcに各市町村の地方単独事業の減額調整分等を加算し、高額医療費負担

金等を減算して各市町村の納付金（d）を決定する。

カ 後期高齢者支援金分、介護納付金分も同様に算出する。



### (3) 国保事業費納付金の算定方法の基本的な考え方

#### ア 応能割・応益割の算定方式

国保事業費納付金における算定方式は、標準的な保険料（税）算定方式と同様に、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに「三方式」とする。

#### 5 イ 応能割と応益割の算定割合（所得係数 $\beta$ の設定）

所得係数 $\beta$ ＝沖縄県（国が示す値）とする。

#### ウ 応益割のうち、均等割と平等割の算定割合

応益割のうち、均等割と平等割の算定割合は、均等割：平等割＝0.7：0.3とする。

#### 10 エ 医療費水準の反映（医療費指数反映係数 $\alpha$ の設定）

保険料（税）水準の統一に向けた新たな取組方針を踏まえ、令和6年度から医療費指数反映係数 $\alpha$ ＝0.5とする。ただし、将来の保険料（税）水準の統一に向けた検討に合わせて $\alpha$ を0に近づけていくことを検討する。

#### オ 高額医療費の県単位の共同負担の調整

15 市町村ごとの医療費水準を反映させるため、当面、1件80万円を超える部分の高額医療費の県単位の共同負担（医療費指数の算定において、高額医療費部分を各市町村の実績医療費から差し引いて、県全体の高額医療費分を市町村の被保険者数に応じて配分しなおす調整）は行わない。ただし、将来の保険料（税）水準の統一に向けた検討に合わせて県単位の共同負担の実施を検討する。

20 なお、保険料（税）水準の統一に向けた新たな取組方針を踏まえ、令和6年度から、高額医療費負担金及び特別高額医療費共同事業費負担金については、算出した50%を個別市町村の納付金減算に配分し、残りの50%については、県合計の納付金総額から差し引く。

#### カ 保険給付費における対象経費の取扱い

25 保険給付費（A）は、当面、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等を対象経費としない。ただし、将来の保険料（税）水準の統一に向けた検討に合わせて保険給付費（A）の対象経費を拡大することを検討する。

#### キ 保険者努力支援制度における県分の取扱い

30 保険者努力支援制度における県分は、当面、保険給付費（A）から差し引くものとする。

## 第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施

### 1 保険料（税）の収納状況

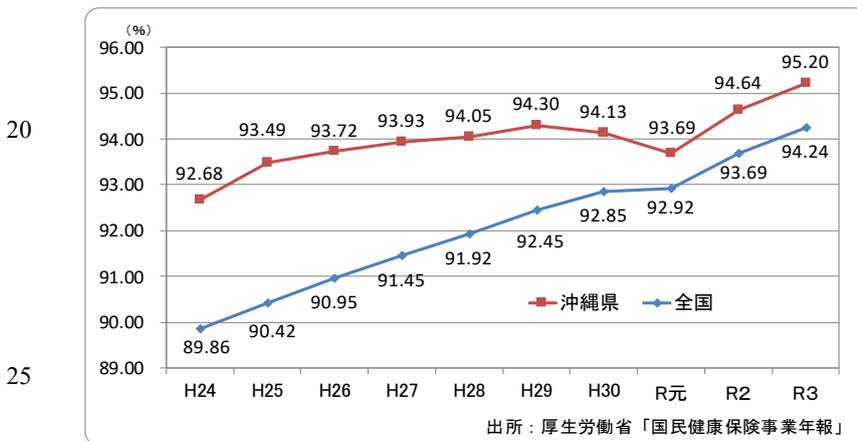
#### (1) 保険料（税）の収納状況

5 令和3年度の本県市町村国保の保険料（税）収納率（現年度分）は95.20%で、全国（94.24%）より高く全国第21位となっており、全国と同様に上昇傾向にある。市町村ごとの差が大きく、最も高い北大東村（99.82%）と最も低い伊平屋村（91.54%）では、8.28ポイントの開きがある。

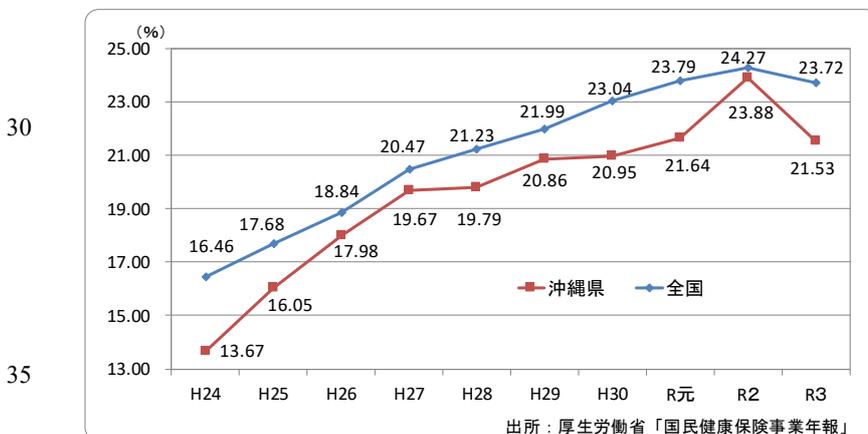
10 収納率（滞納繰越分）は21.53%で、全国（23.72%）より2.19ポイント下回っている。最も高い渡名喜村（64.86%）と最も低い粟国村（9.50%）では、55.36ポイントの開きがある。なお、北大東村は令和2年度の収納率が100%で、翌年度への繰越額がなかったため、0%となっている。

15 保険料（税）の現年度分を早期に収納し、翌年度への繰越額を縮減するとともに滞納繰越分の解消に努め、適切な債権管理を行うことが重要である。（図表5-1～5-5）

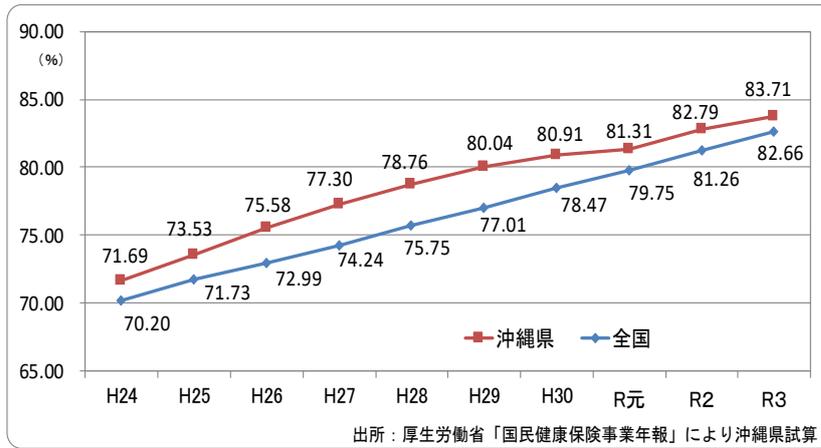
図表5-1 収納率（現年度分）の推移（平成24～令和3年度）



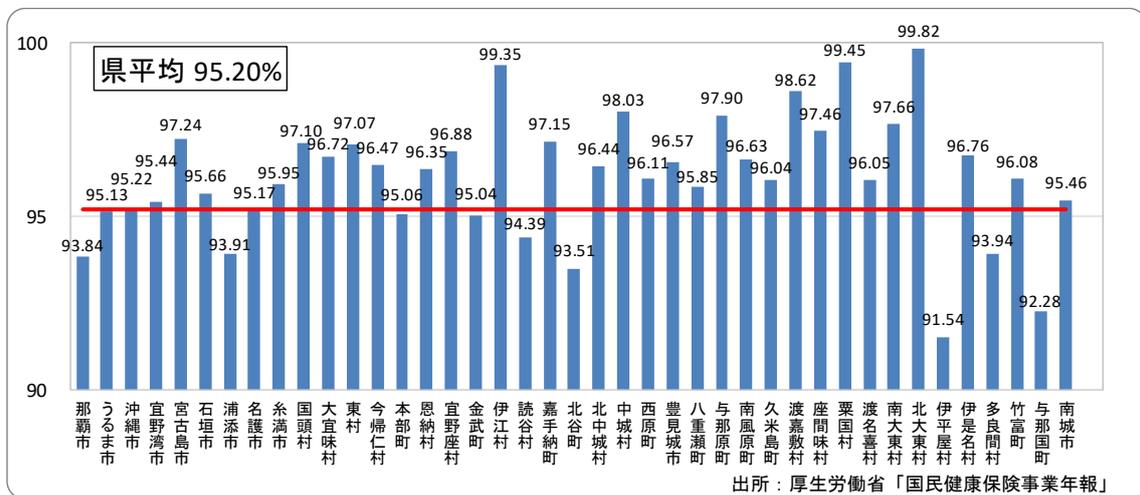
図表5-2 収納率（滞納繰越分）の推移（平成24～令和3年度）



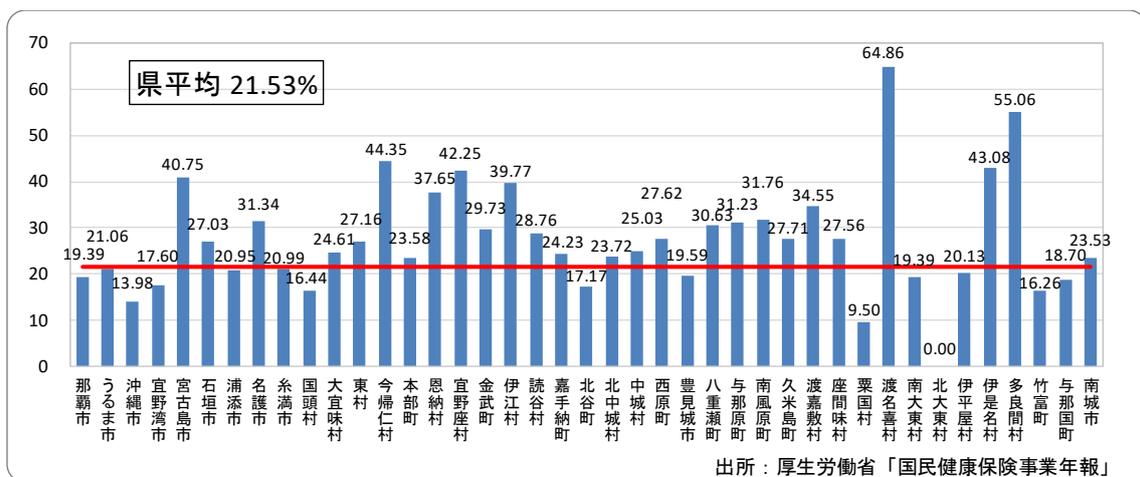
図表 5-3 収納率（合計）の推移（平成24～令和3年度）



図表 5-4 市町村別保険料（税）収納率（一般被保険者分・令和3年度・現年度分）



図表 5-5 市町村別保険料（税）収納率（一般被保険者分・令和3年度・滞納繰越分）

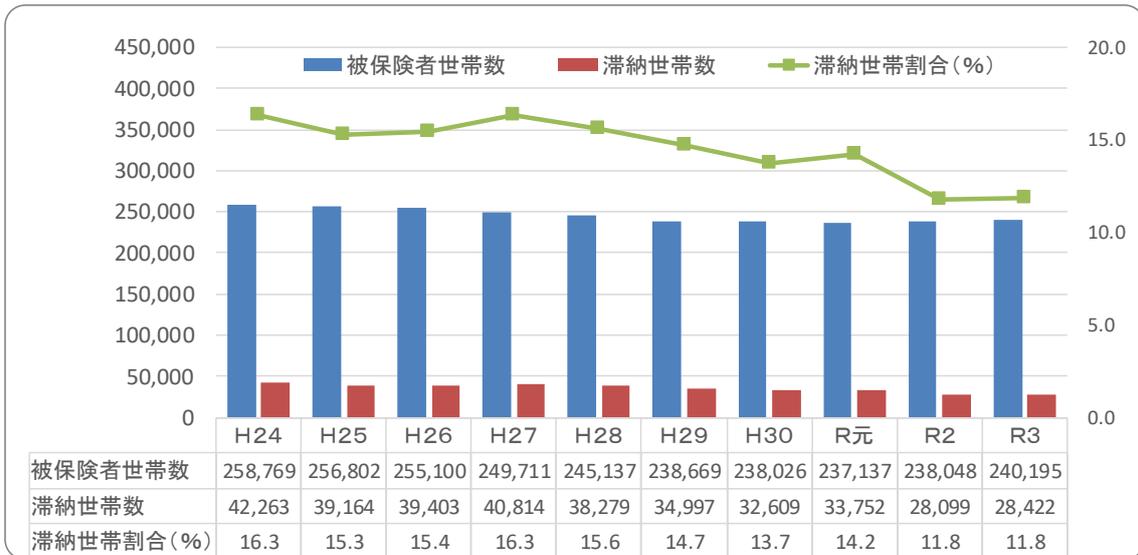


## (2) 滞納世帯の状況

令和4年6月1日時点の本県市町村国保の世帯数24万195世帯のうち、滞納世帯数は2万8,422世帯、滞納世帯割合は11.8%で、滞納世帯割合は減少傾向にある。(図表5-6)

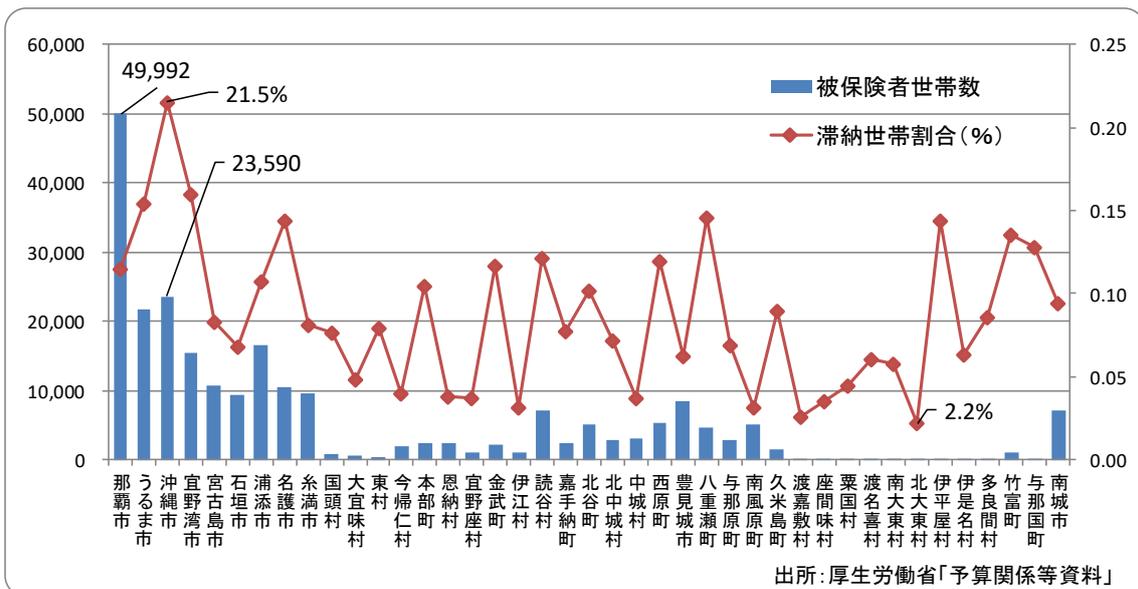
- 5 滞納世帯割合について市町村別に見ると、沖縄市(21.5%)が最も高く、北大東村(2.2%)が最も低い。(図表5-7)

図表5-6 被保険者世帯数及び滞納世帯割合の推移(平成24~令和3年度)



(注)各年度実績は翌年6月1日時点(出納整理期間経過後)の数値 出所:厚生労働省「予算関係等資料」

10 図表5-7 被保険者世帯数及び滞納世帯割合(令和4年6月1日時点)



出所:厚生労働省「予算関係等資料」

### (3) 収納方法及び納付環境等

令和3年度の本県市町村の保険料(税)収納方法別の世帯割合は、特別徴収(年金)が14.80%、口座振替が20.96%、自主納付が64.24%である。納め忘れを防止し、納期内納付の効果が高いとされる口座振替は、全国平均(39.80%)を大きく下回っている。(図表5-8)

納付環境の拡大として、コンビニ収納を導入している市町村が約6割(65.9%)と多く、スマートフォンアプリ決済等を導入する市町村が増えている。(図表5-9)

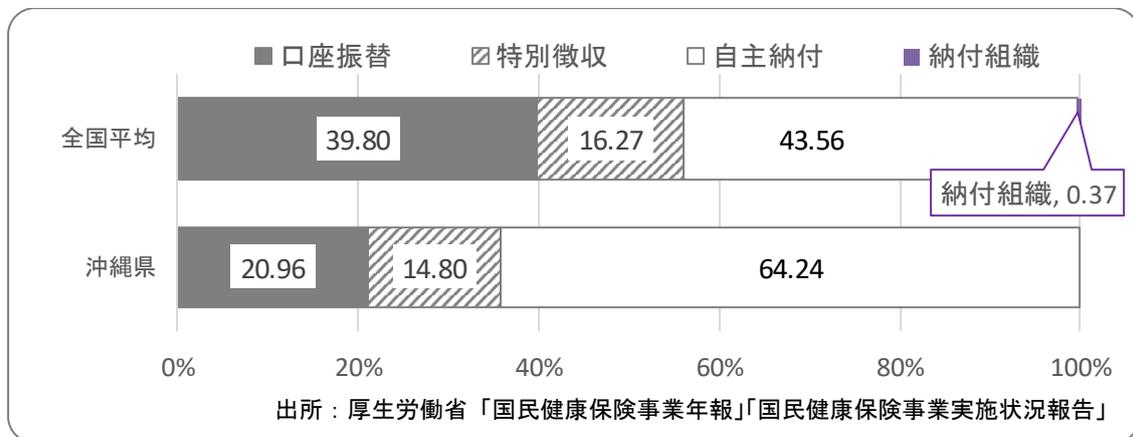
### (4) 滞納処分の実施状況

収納対策プラン(収納マニュアル等含む)は、全ての市町村で作成し、ホームページ等を通じて公表されている。

財産調査は32市町村(78.0%)、滞納処分は25市町村(61.0%)、滞納処分の執行停止は30市町村(73.2%)で行われており、市部は実績が多く、離島町村では実績が少ない又は実績無し傾向にある。

滞納処分の主な対象財産は、預貯金や給与等、比較的換価が容易な債権となっている。(図表5-10)

図表5-8 収納方法別の世帯割合(令和3年度)



図表5-9 収納対策の実施状況（令和3年度）

保険者名	収納対策プラン 要綱作成	収納対策の強化				徴収方法改善等の実施状況						
		コールセンター 設置	税の専門家配置	研修実施	収納率向上対策 アドバイザー活用	口座振替の原則化	M P Nを利用した 口座振替推進	コンビニ収納	ペイジーによる 納付方法の多様化	クレジットカード 決済	多重債務相談実施	スマートフォン アプリ決済
那覇市	○	○	○	○		○	○	○				○
うるま市	○	○		○			○	○			○	○
沖縄市	○	○		○		○	○	○			○	○
宜野湾市	○							○				○
宮古島市	○	○		○	○		○	○	○			
石垣市	○						○	○	○			○
浦添市	○			○				○	○		○	
名護市	○	○		○			○	○		○	○	○
糸満市	○			○				○				
国頭村	○			○		○					○	
大宜味村	○			○	○						○	
東村	○			○								
今帰仁村	○			○		○		○			○	
本部町	○			○				○		○	○	
恩納村	○							○				○
宜野座村	○							○				
金武町	○			○				○				○
伊江村	○							○			○	
読谷村	○						○	○				○
嘉手納町	○		○					○				
北谷町	○							○	○			○
北中城村	○							○				○
中城村	○		○	○		○	○	○				○
西原町	○	○	○	○								
豊見城市	○						○	○				○
八重瀬町	○							○			○	
与那原町	○							○			○	○
南風原町	○							○			○	○
久米島町	○			○				○				
渡嘉敷村	○											
座間味村	○											
粟国村	○											
渡名喜村	○											
南大東村	○			○							○	
北大東村	○			○								
伊平屋村	○			○	○							
伊是名村	○			○								
多良間村	○											
竹富町	○			○				○	○	○		
与那国町	○											
南城市	○	○			○			○				○
計	41	7	4	21	4	5	12	27	4	2	13	16
実施率（％）	100.0	17.1	9.8	51.2	9.8	12.2	29.3	65.9	9.8	4.9	31.7	39.0
全国平均（％）	71.3	16.1	17.7	62.6	7.3	18.9	20.0	80.2	13.5	14.8	39.0	—

図表5-10 滞納処分の実施状況（令和3年度）

	延べ 差押 世帯数	差押金額 (単位:円)	主な差押物件							財産調査	差押	捜索	タイヤ ロック	徴収猶予	換価の 猶予	滞納処分の 停止
			預貯金	給与	還付金 (税金等)	払戻金 (保険等)	不動産	動産	その他							
那覇市	676	129,763,097	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
うるま市	228	45,713,338	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄市	62	24,433,712	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宜野湾市	59	6,894,004	○	○		○				○	○			○		○
宮古島市	201	15,800,073	○	○						○	○					○
石垣市	72	12,641,592	○	○						○	○				○	○
浦添市	538	76,941,686	○	○			○			○	○			○	○	○
名護市	190	14,075,526	○	○						○	○			○	○	○
糸満市	90	7,365,017	○	○	○				○	○	○			○	○	○
国頭村	-	-								○				○		
大宜味村	-	-								○				○		○
東村	-	-														
今帰仁村	1	26,700	○							○	○			○		○
本部町	-	-								○				○	○	○
恩納村	49	1,759,271	○	○						○	○					○
宜野座村	11	714,500							○	○	○			○		○
金武町	29	1,775,840							○	○	○			○	○	○
伊江村	-	-								○						○
読谷村	21	4,777,622	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○
嘉手納町	2	16,050	○							○	○					○
北谷町	3	1,052,800								○	○			○		○
北中城村	-	-								○				○		○
中城村	7	4,730,853	○					○		○	○		○	○	○	○
西原町	54	8,941,278	○	○						○	○			○	○	○
豊見城市	53	2,173,445	○		○				○	○	○			○	○	○
八重瀬町	11	2,379,167	○				○			○	○				○	○
与那原町	21	1,462,615	○							○	○			○	○	○
南風原町	40	2,079,306	○							○	○			○		○
久米島町	4	77,100	○	○						○	○			○		○
渡嘉敷村	-	-														
座間味村	-	-														
粟国村	-	-														
渡名喜村	-	-														
南大東村	-	-								○						○
北大東村	-	-														○
伊平屋村	-	-												○		
伊是名村	-	-								○						
多良間村	-	-														
竹富町	1	90,300	○							○	○					
与那国町	-	-														
南城市	25	10,762,198	○	○	○		○		○	○	○			○		○
計	2,448	376,447,090	22	14	4	5	7	5	8	32	25	2	4	24	14	30
実施率(%)			53.7	34.1	9.8	12.2	17.1	12.2	19.5	78.0	61.0	4.9	9.8	58.5	34.1	73.2
全国平均(%)			-	-	-	-	-	-	-	94.6	93.2	52.7	38.9	71.2	52.2	86.1

出所:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

## 2 保険料（税）の収納対策

### （1）収納率目標

各市町村における収納率の向上を図る観点から、標準的な収納率とは別に、収納率目標を設定する。収納率目標は、各市町村における直近5年間の平均収納率を基に、  
5 保険者規模別に図表5-11のとおり設定する。

また、併せて、保険者努力支援制度（取組評価分）の評価指標の達成を目指すものとする。

図表5-11 保険者規模別の収納率目標

10	保険者規模	収納率目標
	1千人未満	96.3%
	1千人以上3千人未満	96.3%
	3千人以上1万人未満	95.4%
	1万人以上5万人未満	94.3%
15	5万人以上	93.0%

### （2）目標未達成についての要因分析

県は、収納率目標を達成していない市町村に対して、滞納状況、人員体制及び収納対策の取組等の聴取を行い、要因を分析し、必要な助言を行う。

20 収納率目標を達成していない市町村は、その要因を分析し、必要な対策について整理し、収納率向上に取り組む。

### （3）目標達成のための取組

25 収納率目標の達成のため、市町村は、それぞれ策定している「国民健康保険税（料）収納対策プラン」に掲げる収納対策を着実に実施し、県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用して市町村を支援する。また、県、市町村及び国保連合会は、連携して、以下の項目に取り組むこととする。

#### ア 納付環境の整備

30 市町村は、申請書郵送やペイジー（Pay-easy）を利用した口座振替受付サービスの導入を検討し、既加入者に対する口座振替への切り替えを促すとともに、新規加入被保険者に対しては積極的に口座振替の勧奨を実施する等、口座振替の推進に向けた取組を行う。

35 また、キャッシュレス納付の普及拡大は、被保険者の利便性向上や社会全体のコスト削減に資するものであることから、スマートフォンアプリ決済の活用等キャッシュレス納付の推進に向けた環境整備に取り組むものとする。

## イ 広報活動の強化

市町村は、所得や資格喪失の申告勧奨、口座振替の申請勧奨、保険料（税）の納期内納付の催告、各種減免制度等の周知について、引き続き積極的に広報に取り組むものとする。

- 5 県、市町村及び国保連合会の広報共同事業を活用するとともに、必要に応じて各地区協議会や他市町村との連携により広報活動を実施する。

## ウ コールセンターの設置・活用

市町村は、未納保険料（税）の納付催告や各種申告・申請の勧奨、口座振替案内等を効率的に実施するため、コールセンターの設置・活用を検討する。

## エ 自立支援相談機関等との連携

市町村は、多重債務など経済的な困窮により保険料（税）の納付が困難となっている被保険者を把握した場合は、自立支援相談機関に関する情報提供や当該機関を案内するなど、生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図り、被保険者の実情に応じたきめ細やかな対応に努めるものとする。

- 15 また、法テラスや消費生活センター等の相談機関や庁内他部門との連携、ファイナンシャルプランナー等専門家による相談窓口の設置等、被保険者の生活状況の改善につながる取組の推進に努めるものとする。

## オ 滞納者の状況に応じた適切な対応

- 20 市町村は、資力がありながら納付に応じない滞納者を見極めるため、滞納発生後は速やかに財産調査を行い、資力のある滞納者に対しては滞納処分を行い、負担の公平性の確保に努める。

一方で、経済的な困窮により保険料（税）の納付が困難となっている滞納者を把握した場合は、個別・具体的な実情を十分に把握した上で徴収緩和制度や減免制度の適用を行うものとする。

## カ 収納対策に関する情報収集・共有化

25 県は、収納対策（被保険者に対する接遇、電話対応、臨戸、財産調査、滞納処分の手順等）における好事例を収集し、市町村へ横展開を行い、ノウハウの共有及び蓄積を図る。

## キ 実務担当者向け研修の実施

- 30 県は、国保連合会と共催による市町村徴収担当者研修会を実施するほか、県税部門等が主催する研修会を活用し、徴収担当職員の資質向上を支援する。必要に応じ、市町村の協力を得て、研修会の一環として各市町村における取組事例を紹介し、収納対策に係る情報共有を図る。

- 35 市町村は、徴収業務を適法、適正に実施するため、関係法令及び事務処理に関する内部研修や各地区協議会等における事例研修会等を実施するとともに、県税

部門等が主催する研修会へ積極的に参加し、徴収担当職員の資質向上に取り組むものとする。

**ク 市町村間の職員相互併任等の促進**

5 複数市町村による徴収担当職員の相互併任は、滞納処分に関するノウハウが市町村相互間で共有されることから、徴収体制の強化が期待される。

県は、職員相互併任等の導入を希望する市町村に対しては必要な助言・支援等を行うとともに、市町村は、税部門における実績等を踏まえ、徴収担当職員の人事交流（相互併任）及び収納対策の共同実施の導入に向けて検討を進めるものとする。

10 **ケ 収納率向上アドバイザーの活用**

収納率向上アドバイザーにより、市町村への実地指導・助言等を行う。

## 第6章 保険給付の適正な実施

### 1 レセプト点検の充実強化

#### (1) 現状

5 診療報酬は審査支払機関である国保連合会の審査（一次審査）を経て、市町村から国保連合会を通して保険医療機関等に対して支払われるが、市町村は保険給付の適正化を図るため、レセプトの二次点検を行うことが重要とされている。

10 そのため、県内の市町村は、レセプト点検専門職員を配置して自ら二次点検を行うほか、自ら実施することが困難な小規模町村では、国保連合会への委託により二次点検を実施している。

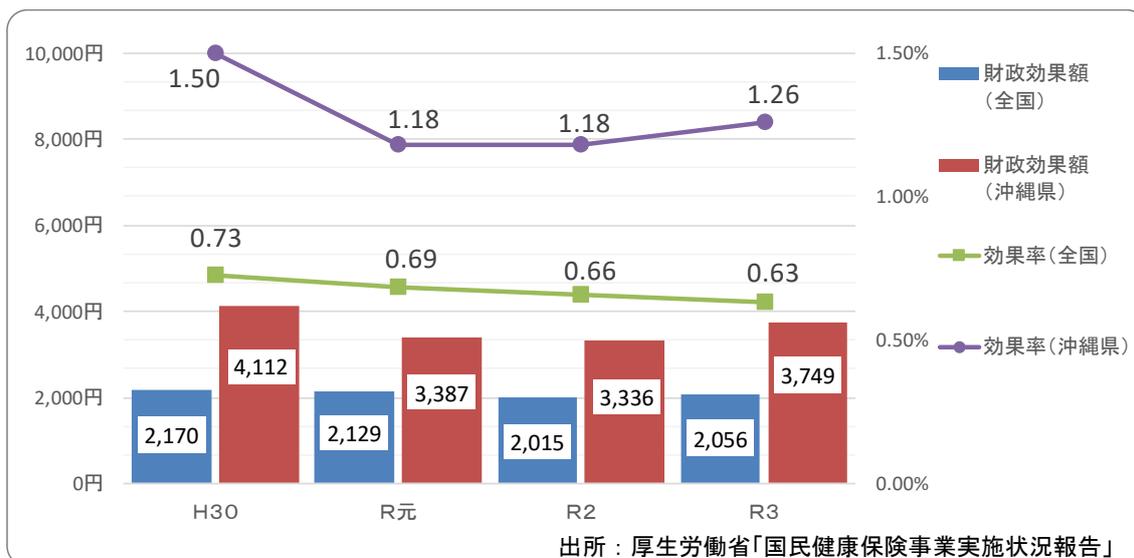
レセプト点検の効果を見ると、被保険者一人当たりの財政効果額(注)及び財政効果率(注)は、全国平均を上回って推移している。市町村別で見ると、令和3年度の被保険者一人当たりの財政効果額は、中城村(8,710円)が最も高く、座間味村(161円)が最も低い。(図表6-1、6-2)

15 県は、市町村によって点検の取扱いに差が生じることのないよう、令和元年6月27日付け沖縄県保健医療部国民健康保険課長発事務連絡「市町村国保の診療報酬明細書点検調査における資格点検及び内容点検の区分並びに申出期間について」を発出し、点検の適正化を推進している。

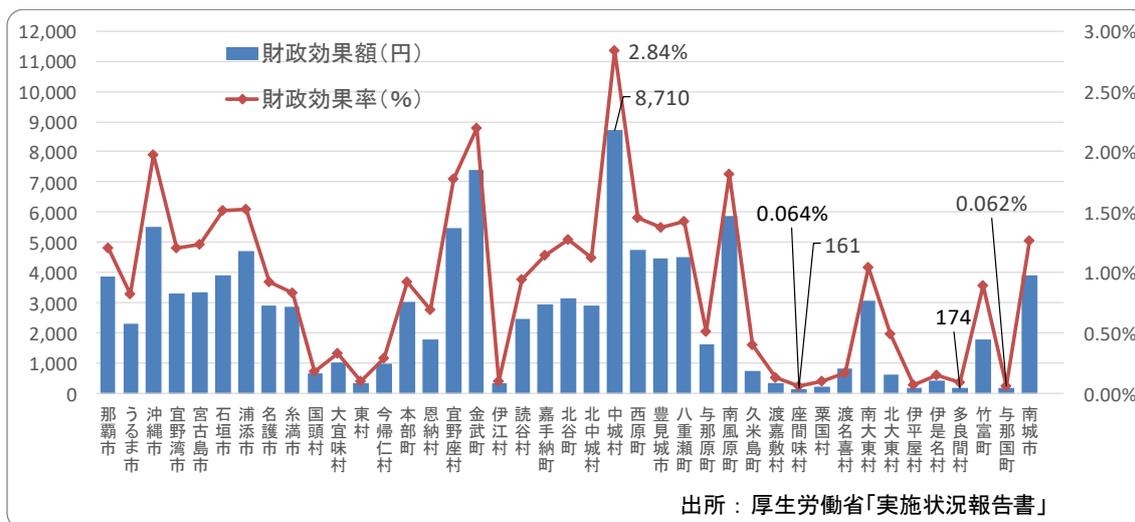
(注) 財政効果額：レセプト点検により減額となった金額を被保険者数で除した額

20 財政効果率：財政効果額を保険者負担額総額で除したもの

図表6-1 レセプト点検一人当たりの財政効果額及び財政効果率の推移(平成30～令和3年度)



図表 6-2 レセプト点検一人当たりの財政効果額及び財政効果率（令和3年度）



## (2) 取組

レセプト点検は、県全体としての保険給付の適正化に直接つながるものであることから、県は、市町村及び国保連合会や関係機関等と連携し、県全体の点検水準の向上に資するよう、必要な調整、支援を行う。

県は、点検水準向上のため、医療給付指導員による指導監督を通じて助言を行うとともに、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用して取組を支援する。

また、国保連合会と連携してレセプト点検専門職員を対象とした研修会等を開催する等、レセプト点検の充実強化を支援する取組を実施する。

市町村は、引き続き、令和元年6月27日付け事務連絡を踏まえた二次点検の適正実施に努めるとともに、県及び国保連合会が行う研修等に積極的に参加するほか、各地区協議会等において共同で事例研修会を実施する等、レセプト点検水準の維持向上に努める。

## 2 第三者行為求償事務の取組強化

### (1) 現状

保険給付が交通事故等第三者（加害者）の不法行為によって生じた場合、市町村は、国保法第64条第1項に基づき、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得して求償権を行使する「第三者行為求償事務」を行う。

保険給付に係る負担の公平性の確保と保険財政の健全化等を図る上で、第三者行為求償事務の取組は重要であり、市町村は、国通知（令和3年8月6日付け保国発0806第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「第三者行為求償事務の更なる取組強化について」）により、第三者行為求償事務の継続的な取組強化が求められている。

第三者行為求償事務は、保険事故に関係する第三者との過失割合の交渉、認定など

求償金額の確定、事故調査や債権管理等を含む専門的な知識を要するため、県内の市町村では、求償事務専門職員を配置して自ら事務を行うほか、国保法第64条第3項に基づき国保連合会への委託により実施されているが、人材や実施体制の強化が課題となっている。(図表6-3)

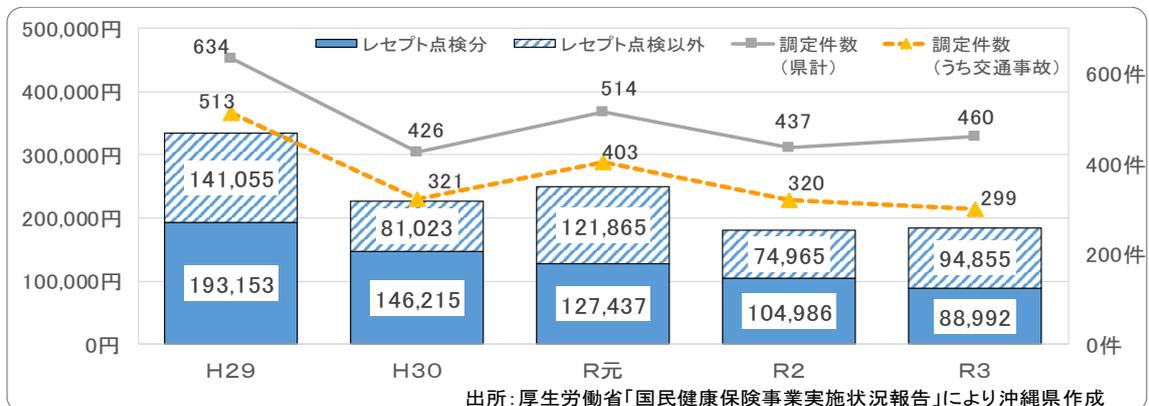
5       なお、令和7年4月(予定)から、県は、令和5年改正法による改正後の国保法第64条第3項に基づき、広域的又は訴訟や調停等の専門的見地から必要があると認められる場合に、市町村の委託を受けて、第三者行為求償事務を行うことができるものとされている。

10       また、国保保険者の求償漏れを防止し、第三者行為による傷病届の提出を確実なものとするため、平成28年3月に、県内市町村から委任を受けた国保連合会が損害保険協会との間で「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結し、令和3年7月に届出の様式を含む所要の改正を行い、覚書の再締結をした。このことにより、交通事故の加害者又は被害者が任意保険に加入している事案について、損害保険会社からの傷病届の早期提出が見込まれるが、本県における損害保険会社からの傷病届提出に係る支援率は、令和3年度で47.9%と全国平均(71.0%)に比べ23.1ポイント低いことから、覚書の遵守について損害保険会社と連携を図る必要がある。(図表6-4)

15       そのほか、第三者行為求償事務の対象となる可能性の高い食中毒及び犬咬傷事故有症者については、市町村単独ではその把握が困難である。当該事故情報の利用については、第三者行為の発見手段の拡大、保険給付の適正実施を図る面から有効であると考えられることから、県衛生担当部署及び那覇市保健所と連携体制を構築し、食中毒事故情報を県から有症者所在市町村へ提供可能とした。また、沖縄県動物愛護管理センターが把握する犬咬傷事故情報(宮古及び八重山地区除く)についても、県衛生担当部署を通じて、県から有症者所在市町村へ提供可能とした。(図表6-5)

25

図表6-3 第三者行為求償実績(平成29~令和3年度)



図表 6-4 交通事故に係る損保会社の傷病届出支援状況

	R 2		R 3	
	沖縄県	全国	沖縄県	全国
届出受理件数	219件	22,281件	169件	24,819件
損保会社による支援あり	71件	14,260件	81件	17,614件
支援率	32.4%	64.0%	47.9%	71.0%

出所：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」により沖縄県作成

※ 各市町村が受理した傷病届（損保関係団体との覚書の対象事案に限る）のうち、損保会社による傷病届の作成・提出支援があった件数及びその割合。

図表 6-5 食中毒及び犬咬傷事故情報の提供実績

	R 3		R 4	
	有症者所在市町村	有症者数	有症者所在市町村	有症者数
食中毒事故	10	18人	11	44人
犬咬傷事故	24	28人	21	24人

※先島地区(宮古・八重山)の犬咬傷事故情報は、令和3年8月から提供開始。

出所：沖縄県国民健康保険課

## (2) 取組

10 県は、市町村、国保連合会及び関係機関等と連携し、県全体の第三者行為求償事務等の取組強化に資するよう、必要な調整、支援等を行う。

### ア 傷病届の早期提出等の取組強化

15 市町村及び国保連合会は、損害保険関係団体との覚書に基づく傷病届の早期提出・励行に取り組むとともに、第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報に係る関係部署との連携等、一層の取組強化を行う。

### イ 研修会の充実や先進事例の導入に向けた調査・推進

20 県は、保険者等における第三者直接求償の取組が適切に行われるよう、研修の機会等を活用して第三者行為求償事務の意義や役割の周知、第三者行為求償事務担当者の資質向上など具体的な指導・助言を行う。

さらに、国保連合会が専門性を発揮して効果的・効率的に第三者直接求償事務が行えるよう専門職員の確保等についても協力する。

また、国の第三者行為求償事務アドバイザーの活用や先進的な取組や好事例等の情報収集及び横展開を行い、市町村の求償事務を支援する。

25 市町村は、第三者行為求償事務担当者の資質向上のため、担当職員の研修参加に努める。

### ウ 第三者行為求償の促進に資する広報

県、市町村及び国保連合会は、国保広報共同事業による広報活動を行うほか、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、傷病届出の義務について周知・広報に取り組む。

世帯主等による傷病届出の早期提出は保険給付の適正な実施につながることから、市町村は、被保険者向けの送付文書や広報誌等、多様な媒体を活用した広報に取り組む。

### 5 3 療養費支給事務の適正化

#### (1) 現状

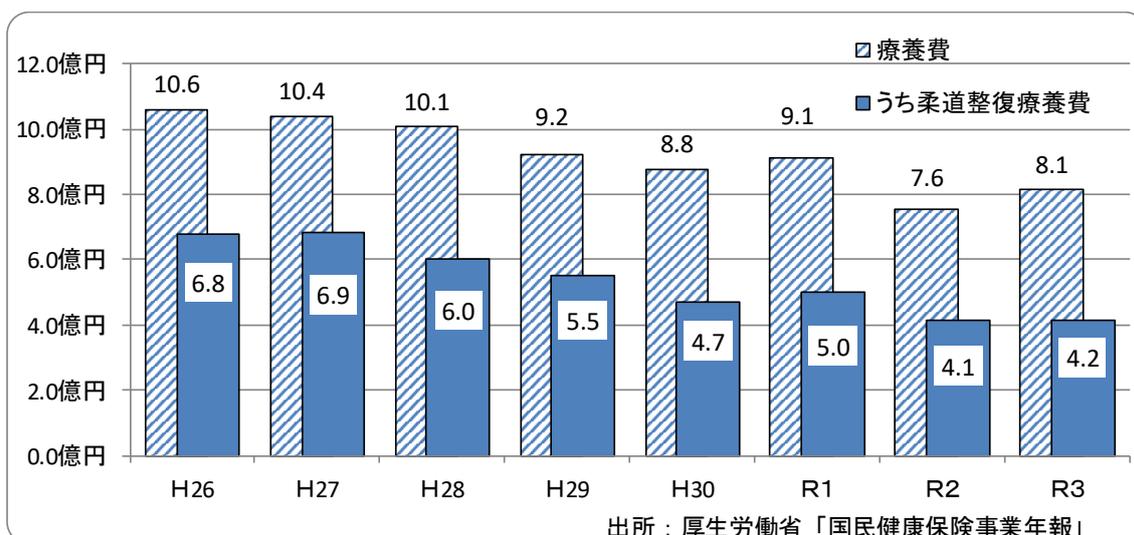
病気やケガをして診療を受けるときは、被保険者証を保険医療機関等に提示して、保険診療を受けるのが原則である。しかし、やむを得ない事情で保険診療を受けることができず自費で受診したときなど特別な場合には、被保険者は、その診療に要した費用を保険者に請求し、療養費の支給を受けることができる。

ただし、療養費が支給されるのは、保険診療を受けるのが困難な場合や、やむを得ない事情のため保険医療機関等以外の医療機関で診療や手当を受けた場合とされている。

なお、従来から柔道整復師の施術については、被保険者が一部負担金を柔道整復師に支払い、柔道整復師が残りの費用を保険者に請求する受領委任の取扱いが認められている。また、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費についても、平成31年1月から受領委任の取扱いが認められた。

令和3年度の療養費は約8億円、うち柔道整復療養費は約4億円となっており、減少傾向にある。(図表6-6)

図表6-6 療養費及び柔道整復療養費の推移(平成26~令和3年度)



#### ア 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

柔道整復療養費の支給の適正化を図るため、多部位、長期又は施術回数が頻回傾向にある申請書については、市町村は、患者調査を実施し、施術状況を確認す

る体制を整えている。令和4年度は、34市町村が患者調査を実施している。

## イ 海外療養費の支給状況

国保の被保険者が海外渡航中に海外の医療機関で治療を受けたとき、帰国後その費用の一部について払い戻しを受けられる海外療養費の支給に当たっては、支給申請を行う者自身が診療報酬明細書等の申請書類を翻訳して市町村に申請し、市町村は、診療内容の審査を行うこととされている。

また、国保連合会は、海外療養費不正請求対策業務として平成27年5月から市町村の委託を受けて、支給申請書の再翻訳及び現地医療機関への受診調査（電話調査・現地調査）を実施している。

令和3年度の1件当たり平均支給金額は、17,035円となっている。（図表6-7）

図表6-7 海外療養費支給状況（令和3年度）

	内訳	申請受付	申請件数	支給件数	支給金額	平均支給金額
沖縄県	11市	4市	11件	8件	154,134円	19,267円
	11町	1町	1件	1件	27,878円	27,878円
	19村	1村	11件	11件	158,681円	14,426円
計	41市町村	6市町村	23件	20件	340,693円	17,035円

出所：厚生労働省「国民健康保険実施状況報告」

## （2）取組

県は、市町村指導監督による定期的・計画的な指導、助言を行うとともに、事務の標準化を通じて療養費支給事務の適正化を推進する。

市町村は、柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費について、国保連合会に設置された審査委員会の審査等を踏まえて支給の適否を判断するとともに、支給を決定する際は、保険者による点検や適宜、施術所や被保険者に照会を行い、適正な支給に努める。

### ア 療養費の受領委任への取組

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費の受領委任の取扱いについては、今後とも全市町村の参加に向けた取組を推進する。

さらに、受領委任制度では、受領委任契約において、保険者や地方厚生局及び県の対応が定められていることから、不正請求に対する対応の強化を図る。

また、市町村においては、不正請求防止対策として、患者調査等に取り組むものとする。

### イ 療養費支給事務の標準化

県は、市町村及び国保連合会と連携して、引き続き事務処理マニュアルを作成し、療養費支給事務の標準化を図る。

また、柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費、海外療養費について、先進的な取組や好事例等の情報収集及び横展開を行い、市町村の支給事務を支援する。

## 5 4 高額療養費支給事務の適正実施

### (1) 現状

高額療養費制度は、高額な医療費が生じた場合に自己負担の軽減を図り医療保険の機能を有効とするために設けられている。一部負担金の額が一定の自己負担限度額を超えた場合に超える額の全額が支給される。

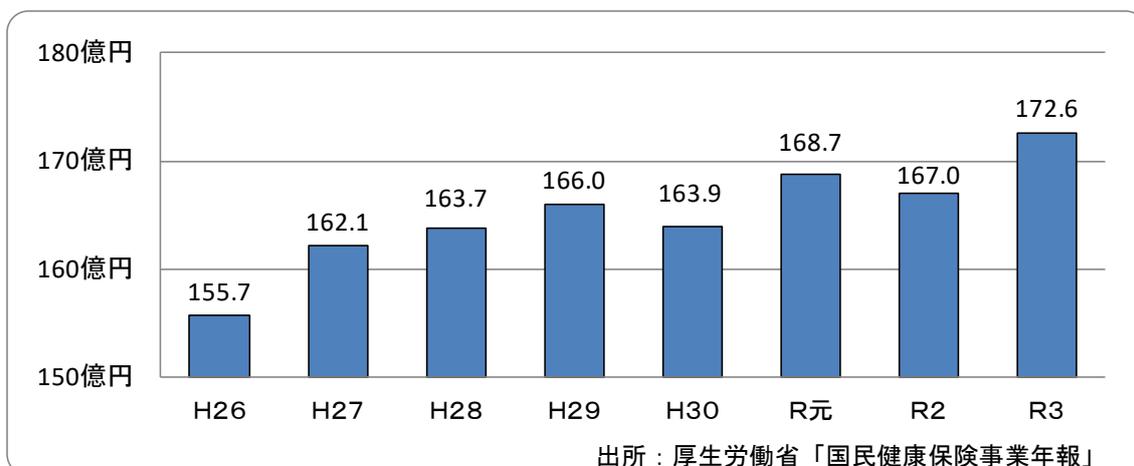
10 令和3年度の高額療養費の支給状況は172億6,296万円で、前年度と比べて3.4%増となった。(図表6-8)

令和4年度の本県市町村国保における申請勧奨事務の実施状況を見ると、実施方法の違いはあるものの、全ての市町村で実施されている。(図表6-9)

15 高額療養費を受ける世帯の負担軽減のため、同一世帯で過去12か月の間に高額療養費が4回以上支給されることとなる場合には、自己負担額をさらに軽減する「多数回該当世帯の特例」が認められている。また、平成30年度から都道府県単位の資格管理が行われていることにより、県内の市町村間における住所異動であって、かつ世帯の継続性が認められる場合には、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぎ、被保険者の負担軽減が図られることになった。

20 県は、こうした取扱いが適正に実施されるよう、支給勧奨事務に係る取組、世帯の継続性に係る判定及び高額療養費多数回該当の算定等については、次のとおり取り組むものとする。

図表6-8 高額療養費支給額（一般+退職）（平成26～令和3年度）



図表 6-9 高額療養費支給勧奨の実施状況（令和4年度）

5	高額療養費の支給該当者への通知		申請の簡素化 ( R3.3.17 厚生労働省保険局 国民健康保険課事務連絡 )
	41市町村	支給申請書の送付による申請促進	
		14市町村	ターンアラウンド方式

出所：沖縄県国民健康保険課

## (2) 取組

### ア 高額療養費の支給勧奨事務

10 高額療養費の支給申請勧奨事務については、被保険者の制度の不知等による申請漏れを防止する観点から必要な業務であり、サービス向上に向けて、引き続き全ての市町村で実施するものとする。

### イ 高額療養費の多数回該当の取扱い

15 沖縄県内の市町村間における住所異動があった世帯に係る高額療養費の多数回該当の取扱いについては、次の（ア）の基準及び（イ）の算定に従い、統一的に運用することとする。

#### （ア）世帯の継続性の判定基準

20 被保険者世帯員の療養に要した費用は、世帯主が負担したものとする取扱いの上、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することが原則となる。

#### a 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合

家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。

なお、一の世帯のみで完結する住所異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

25 (a) 転入及び世帯主の変更等、当該世帯の構成員の数が変わらない場合の住所異動。

(b) 出産、死亡、社会保険離脱（加入）、生活保護廃止（開始）等による資格取得又は資格喪失等、当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

#### b 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合

30 世帯主と住所の両方に変更がない世帯及び住所異動前の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認める。

#### （イ）高額療養費多数回該当の算定

35 国保法施行令第29条の3第1項第1号により多数回該当の場合とは「既に高額療養費が支給されている月数が三月以上ある場合」と規定されているが、高額療養費の支給申請があれば直ちに支給実績としてカウントできるようにする

管理上の目的から、世帯主及び県内市町村の負担軽減を図るため「申請があれば支給可能な該当回数」を支給回数とみなしカウントすることとする。

## 5 県による保険給付の点検、不正請求への対応等

### 5 (1) 現状

県及び九州厚生局沖縄事務所は、保険診療等（保険調剤を含む。）の適正化を図ることを目的として、保険医療機関等や保険医等（保険薬剤師を含む。）に対して共同で保険診療等の適正化指導・監査を実施している。（図表6-10）

10 保険医療機関等が、偽りその他不正行為により療養の給付に係る費用の支払いを市町村から受けたとき、市町村は当該保険医療機関等に対し、その支払った額について返還させることができるが、同一の保険医療機関等からの不正請求が県内の複数の市町村にまたがる場合など、返還金事務の広域的な処理が課題となっている。

図表6-10 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（令和3年度）

	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				監査			
	医科	歯科	調剤	計	医科	歯科	調剤	計	医科	歯科	調剤	計	医科	歯科	調剤	計
沖縄県	6	3	0	9	12	9	8	29	61	51	43	155	0	2	0	2

出所：厚生労働省「令和3年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況」

15

### (2) 取組

#### ア 広域的又は医療に関する専門的な見地から行う保険給付の点検

国保法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村が行った保険給付の点検等を実施している。

20 点検を実施するに当たっては、平成31年3月に「沖縄県による給付点検調査事務処理方針」を策定し、令和2年1月に一部改正を行った。

令和2年2月には、国保総合システムに点検項目の抽出機能を追加し、また、広域的な見地からの給付点検事務を国保連合会へ委託している。

25 点検にあたっては、市町村間異動のレセプト縦覧点検や被保険者等から不正請求の疑いがある旨の情報提供を受けた保険医療機関等に係るレセプトを抽出する等、効果的な点検を行う。

また、県の医療監視担当部局、介護・障害等の福祉担当部局と連携した保険給付の点検については、庁内の連携や組織体制を整え実施する。

#### イ 保険医療機関等による不正請求事案に係る返還金の回収等

30 国保法第65条第4項に基づき、県が、市町村から事務の委託を受けて、保険医療機関等による不正請求に係る返還金の回収を行うことが可能となった。

県は、平成30年度に市町村と協議し、委託の対象となる事案及び事務の範囲等

を定めた「沖縄県保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に対する不正利得の回収に係る事務処理規約」を策定した。

5 県は、監査の結果等により判明した不正利得について、「沖縄県保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に対する不正利得の回収に係る事務処理規約」で定めた要件に該当する場合、対象市町村と協議の上、市町村から委託を受け、不正利得の回収事務を行う。

## 6 資格の適用適正化と過誤調整等の取組

10 被保険者資格の取得、喪失に係る適用事務は、国保事業運営の基礎となるものであり、保険給付の適正実施を図る上で重要である。

### (1) 居所不明被保険者の調査・確認

#### ア 現状

令和4年度適用適正化状況調査（沖縄県調）によると、県内39市町村で居所不明者の資格喪失確認事務取扱要領を定めている。

15 住所異動の事実を市町村長に届け出ることなく転出し、国保の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者が生じることにより、保険料（税）収納関係事務の円滑な処理が阻害される可能性がある。

#### イ 取組

20 市町村は、居所不明の被保険者に係る資格喪失の確認について、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて（通知）」（平成4年3月31日付け保険発第40号厚生省保険局国民健康保険課長通知）に基づき、取扱要領を作成し、住民基本台帳担当課等との連携を図り、的確に行うものとする。

県は、指導監督等を通じて、取扱要領の策定に必要な支援を行う。

### (2) 所得未申告世帯の調査・把握

#### ア 現状

国保において被保険者の世帯の所得情報は、保険料（税）の賦課、法定軽減の適用、保険給付の一部負担金の負担区分の判定等に用いられている。

30 そのため、市町村は、各市町村の国民健康保険（税）条例において、住民税の未申告者に対し、所得が条例で定める基準以下であることにより申告義務が免除されている被保険者については、簡易申告制度の活用により所得実態の把握に努めるほか、申告義務があるにもかかわらず未申告の被保険者に対しては、条例に基づき申告を促して所得を把握する必要がある。

#### イ 取組

35 市町村は、保険料（税）軽減の適用、一部負担金の負担区分の判定を適切に行

うため、所得未申告世帯の所得の把握に取り組む。

県は、市町村の抱える課題の把握に努め、必要な助言を行う。

### (3) 国民年金個人情報を活用した適用の適正化

#### 5 ア 現状

日本年金機構と市町村との間で覚書を締結することにより、「市区町村用ねんきんネット」や紙のリスト（第2号被保険者資格喪失者一覧表等）の年金個人情報を国保の被保険者資格の適用適正化に利用していたが、「市区町村用ねんきんネット」が令和元年12月末に廃止されることとなったため、情報提供を希望する市町村は、改めて日本年金機構と契約を締結し、同機構が提供する「ねんきんネット（可搬型窓口装置）」を利用することで年金個人情報の利用が可能となった。

令和4年度適用適正化状況調査（沖縄県調）によると、県内34市町村が日本年金機構と契約を締結している。

#### イ 取組

15 市町村は、日本年金機構との契約締結を進め、適用の適正化を推進するものとする。

県は、指導監督等を通じて、日本年金機構との契約締結促進について助言を行う。

### 20 (4) 過誤調整等の取組

#### ア 現状

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金に係る保険者間調整については、市町村国保相互、全国健康保険協会（協会けんぽ）等被用者保険者との間で行われているが、被保険者の資格取得の届出の遅れや市町村ごとの療養費支給判断基準が異なること等から、円滑な過誤調整の実施が課題となっている。

令和3年10月から本格運用を開始したオンライン資格確認の導入に伴い、各医療保険者が医療保険者等向け中間サーバーに登録した資格情報をもとに、被用者保険等と国保の資格が重複している者のリスト（「資格重複状況結果一覧」）が作成され、各市町村に提供されている。

#### 30 イ 取組

県は、国保連合会及び関係団体と連携を図り、被保険者の資格届出の遅れなどに起因する過誤調整の解消に向けた取組や広報活動を実施する。

市町村は、被保険者資格の適正な管理を推進する観点から、「『資格重複状況結果一覧』を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」（令和4年11月29日付け保国発第1号厚生労働省保険局国民健康保険課

長通知)に基づき、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理を行う。

- 5 また、オンライン資格確認等システムへの被保険者資格情報の登録は、登録市町村自庁システムから国保情報集約システムを通じて行われているが、市町村自庁システムから国保情報集約システムへ連携する際にクリティカルエラー（致命的なエラー）となった被保険者資格情報は国保情報集約システムに登録できないため、国保連合会と連携を図り、クリティカルエラーの解消に努める。

## 第7章 医療費の適正化の取組

### 1 特定健康診査・特定保健指導の実施

#### (1) 現状

##### 5 ア 特定健康診査の実施状況

特定健康診査（以下「特定健診」という。）とは、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」（以下「高確法」という。）第20条の規定に基づき、40歳から74歳までの被保険者を対象として実施される健康診査である。その内容は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目したものととなっている。

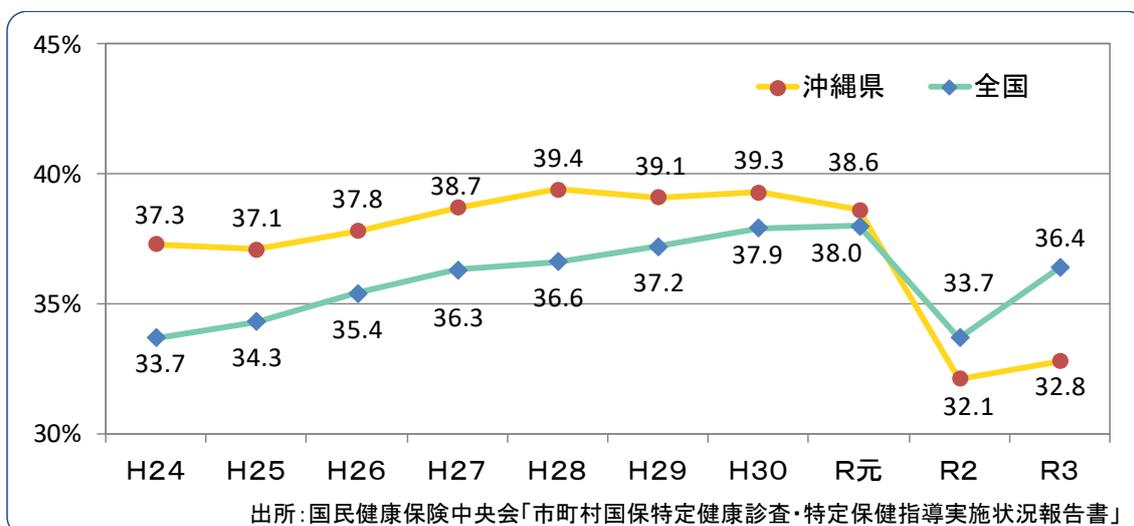
本県では、「第三期沖縄県医療費適正化計画（平成30年3月）」において特定健診受診率の目標値を定めており、令和5年度までに市町村国保において60%以上を達成するとしている。

15 令和3年度の本県市町村国保における受診率は32.8%（全国順位38位）で、全国平均（36.4%）より低く、上記の目標受診率（60%）も達成していない。（図表7-1、7-2）

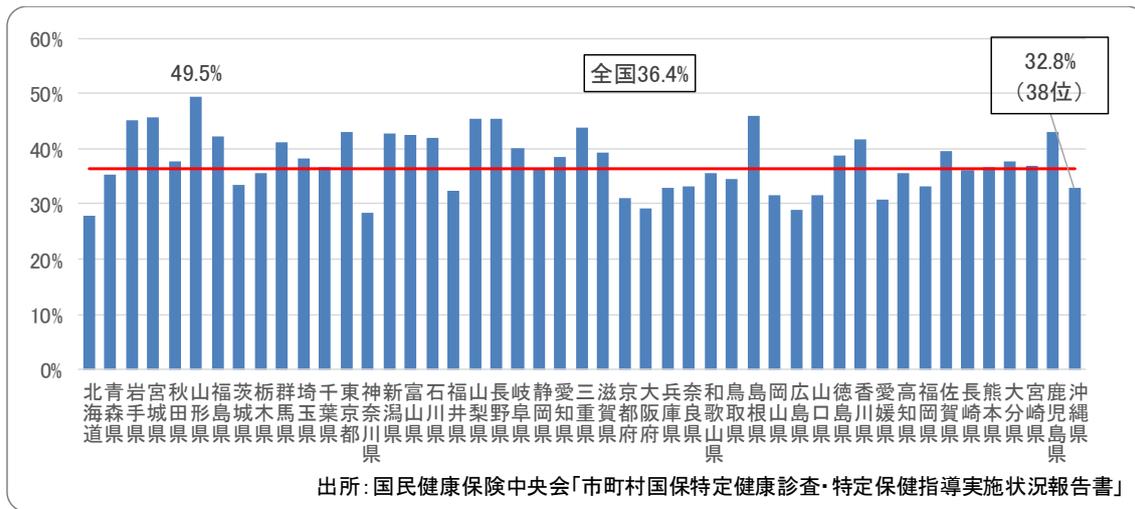
市町村別に見ると、目標受診率（60%）に達しているのは7村にとどまっており、引き続き受診率の向上が課題となっている。（図表7-3）

20 また、特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者及び予備群の占める割合は41.3%で、全国1位（全国平均31.8%）となっている。（図表7-4、7-5）

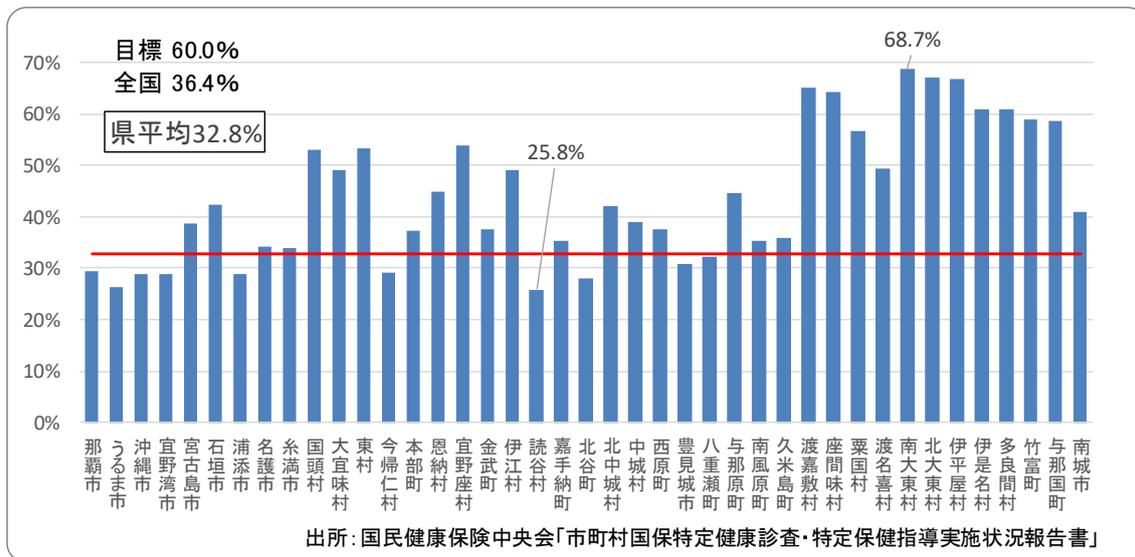
図表7-1 特定健康診査受診率の推移（平成24～令和3年度・市町村国保）



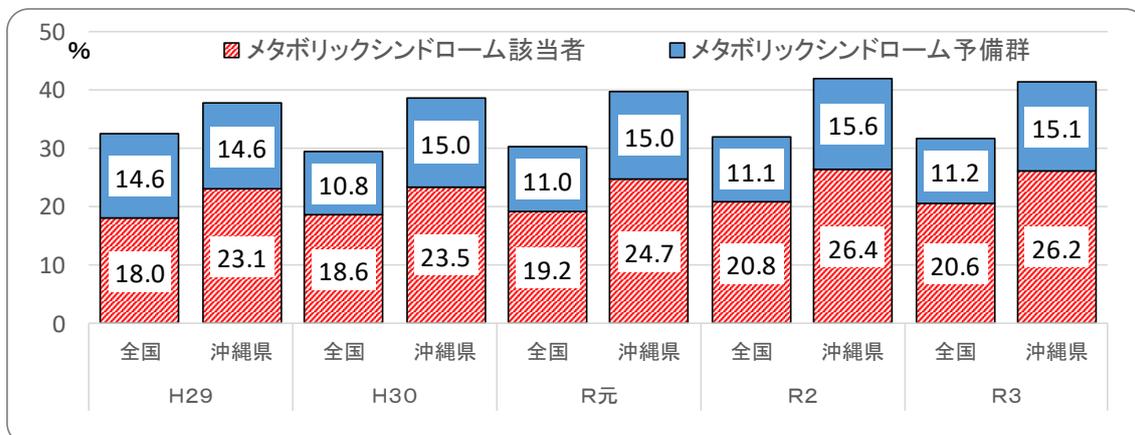
図表 7-2 特定健康診査受診率の全国比較（令和3年度・市町村国保）



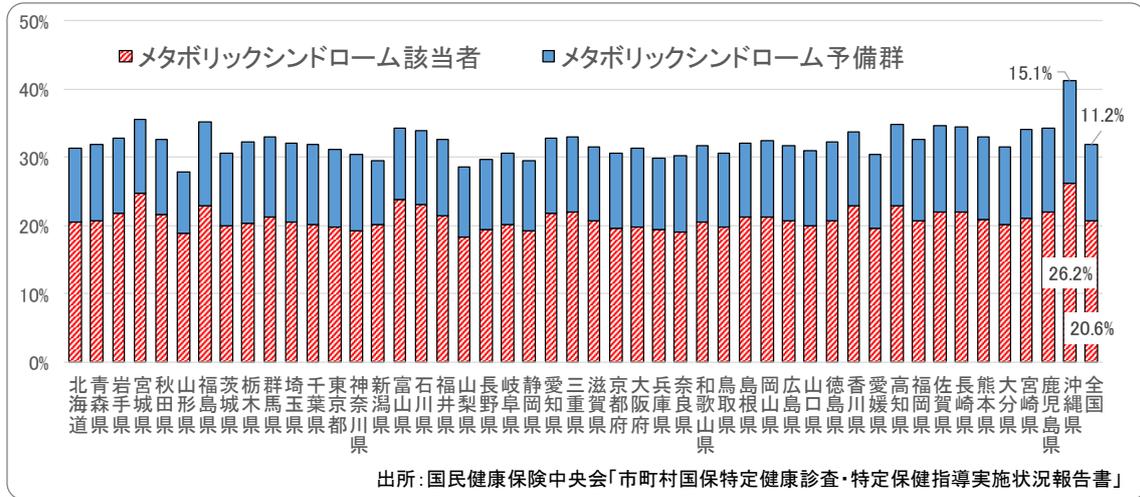
図表 7-3 特定健康診査受診率の市町村比較（令和3年度・市町村国保）



図表 7-4 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の推移（市町村国保）



図表 7-5 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の全国比較（令和3年度・市町村国保）



イ 特定保健指導の実施状況

5 特定保健指導とは、高確法第24条の規定に基づき、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い者に対し、医師や保健師、管理栄養士等が一人ひとりの身体状況に合わせた生活習慣を見直すための保健指導を行うものである。

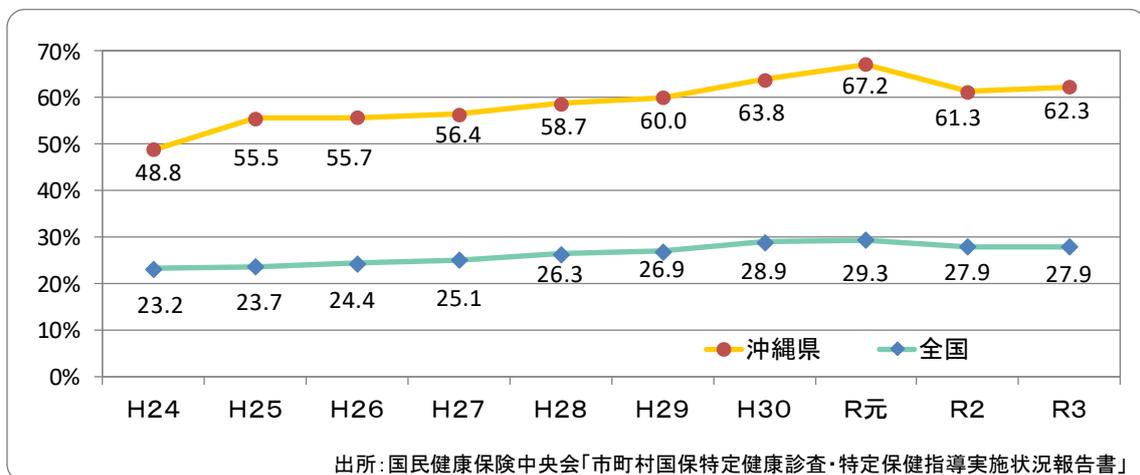
本県では、第三期沖縄県医療費適正化計画の中で特定保健指導実施率の目標値を定めており、令和5年度までに市町村国保において60%以上としている。

10 令和3年度の本県市町村国保における実施率は、62.3%（全国順位2位）で、全国平均（27.9%）より高く、上記の目標実施率（60%）も達成している。（図表7-6～7-8）

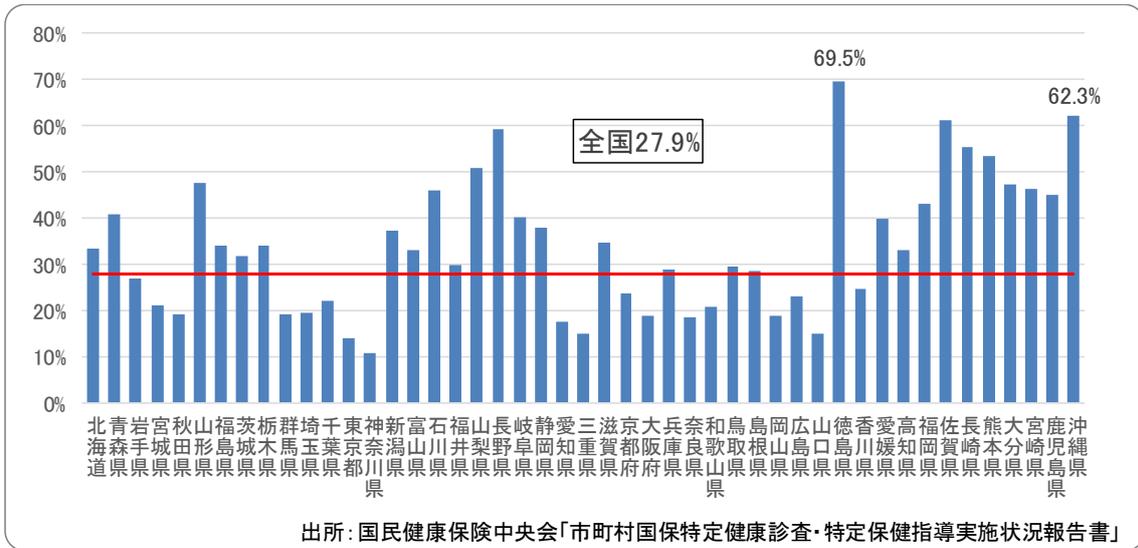
県内市町村別で見ると、目標実施率（60%）に達しているのは28市町村で、引き続き実施率の維持と向上の取組が必要となっている。

15

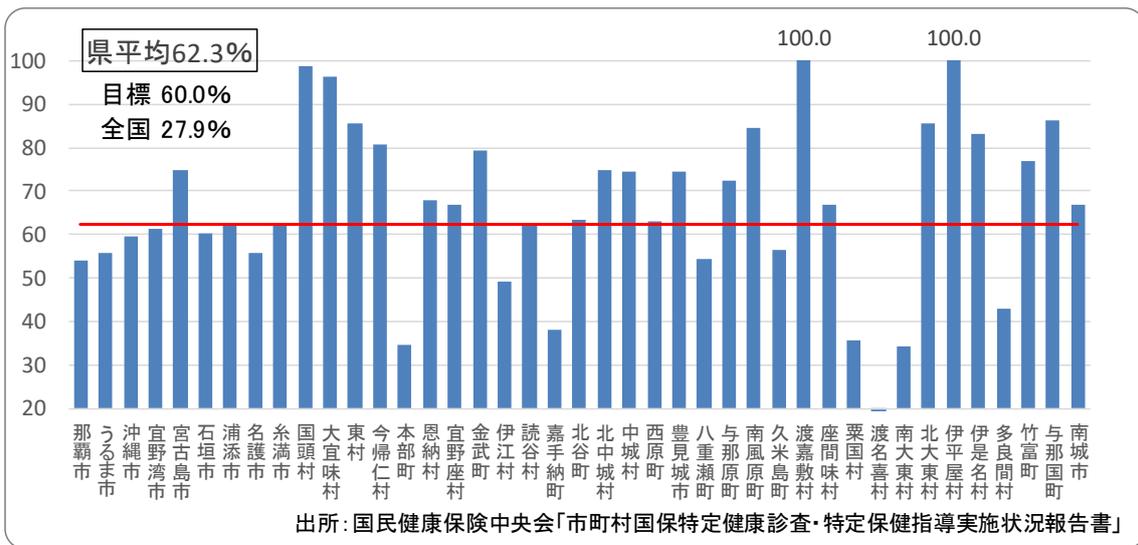
図表 7-6 特定保健指導実施率の推移（平成24～令和3年度・市町村国保）



図表 7-7 特定保健指導実施率の全国比較（令和3年度・市町村国保）



図表 7-8 特定保健指導実施率の市町村比較（令和3年度・市町村国保）



5 (2) 取組

特定健診受診率及び特定保健指導実施率(以下「特定健診受診率等」という。)は、「第四期沖縄県医療費適正化計画」との整合性を図るため、「令和11年度における実施率を60%以上」を目標とする。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者の減少率をいう。）については、第四期沖縄県医療費適正化計画との整合性を図るため、「令和11年度時点で平成20年度比25%以上」を目標とする。

上記の目標を達成するため、全県的な取組や地域の事情を踏まえた支援を次のとおり行う。

## ア 先進的な事例の収集及び情報提供

県は、市町村における特定健診受診率等を高めるため、受診者に配慮した健診の時期や時間帯の設定、継続受診の促進に関する取組などの先進的な事例を収集し、情報提供を行う。

## 5 イ 被保険者に対する広報・普及啓発等

市町村は、特定健診の受診率向上のため、健診受診の必要性や受診の仕組みなどを分かりやすく説明し、未受診者に対する個別の受診勧奨等の取組を行う。

県は、市町村及び国保連合会と連携し、特定健診受診促進に係る広報を共同実施するとともに、広報誌等の媒体を活用した普及啓発に取り組む。

## 10 ウ 市町村に対する助言及び支援

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、特定健診の受診率向上などの対策に積極的に取り組む市町村を支援する。

また、国保連合会と連携し、各種研修会・意見交換会を開催し市町村担当者の実務能力向上に努めるとともに、第四期特定健康診査等実施計画に基づく取組を行えるよう、市町村に対し適切な助言及び指導を行う。

15

## エ 個人への分かりやすい情報提供の実施・インセンティブの提供

国においては、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドラインについて」（平成28年5月18日付け保発0518第1号、厚生労働省保険局長通知）を示し、国民一人ひとりが自らの健康は自らがつくることを意識づけるとともに、市町村においては、健診結果を分かりやすく提供することなど健康に対する気付きにつながる取組が求められている。

20

また、健康無関心層に対しては、インセンティブを与えることにより、本人の健康づくりへの「きっかけづくり」になると考えられている。

市町村は、ICT等を活用した個人への分かりやすい情報提供に努めることとする。

25

県は、国保連合会と連携し、個人への分かりやすい情報提供を市町村が実施できるよう助言をするとともに、個人へのインセンティブに関する取組などの先進的な事例を収集し、情報提供を行う。

## オ 関係機関との効果的な連携

県及び国保連合会は、医師会等の関係機関と連携し、特定健康診査情報受領事務（トライアングル事業）等の推進を通して、被保険者の通院先の医療機関における健診情報の活用等により、特定健診の受診率向上を促進する。

30

35

## 2 生活習慣病の発症予防・重症化予防

### (1) 現状

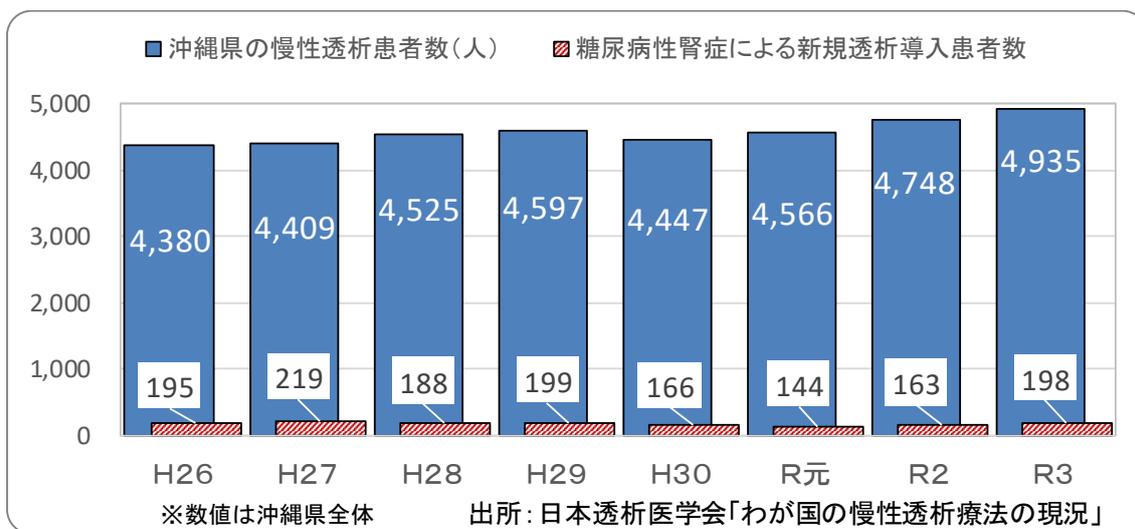
本県では、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が、全国で最も高くなっている。死因別では、県民の2人に1人は生活習慣病に関連する悪性新生物、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患、糖尿病等で死亡していることから、メタボリックシンドローム該当者及び予備群が、今後、生活習慣病に移行しないよう取り組む必要がある。

なかでも糖尿病は、脳血管疾患や急性心筋梗塞などを発症するリスクを高め、重症化することにより神経障害や失明、腎臓の機能低下など様々な合併症を引き起こす。

加えて糖尿病性腎症が重症化し透析療法が必要となった場合、患者の生活の質を著しく低下させるとともに、国保財政にも大きな影響を及ぼす。

本県においては、透析患者は増加傾向にあり、糖尿病性腎症による新規透析導入患者数は年間180人程度で推移しているため、糖尿病の重症化を予防し、透析に移行しないための取組を推進する必要がある。（図表7-9）

図表7-9 沖縄県の慢性透析患者数及び糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の推移



### (2) 取組

#### ア 保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく事業実施

市町村は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」に基づき、健康・医療情報を活用して、医療機関を受診している被保険者等の状況や、優先的に取り組むべき健康課題を把握した上でデータヘルス計画を策定し、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。

県及び国保連合会は、計画の推進に当たって、国保データベース（K D B）シ

システム（以下「KDBシステム」という。）等を活用した健康・医療情報の分析や研修会の実施等により、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組が充実するよう支援を行う。

#### イ 糖尿病性腎症重症化予防の推進

5 本県では、県、沖縄県医師会、沖縄県糖尿病対策推進会議及び沖縄県保険者協議会の四者が共同し、対象者の選定基準、かかりつけ医・専門医等の連携等について記載した沖縄県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を平成29年3月22日に策定した。

10 本プログラムは、医療機関未受診者、糖尿病治療中断者だけではなく、通院患者のうち重症化リスクの高い者も対象としていること、抽出指標として、一年当たりの腎機能低下率（ $\Delta$ eGFR/年）を加えていること、保険者・かかりつけ医・専門医の連携協力を明記していること、評価指標の項目を設定し、評価方法を統一していることが特徴である。

15 市町村は、沖縄県版「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、重症化リスクの高い医療機関未受診者・糖尿病治療中断者に対する適正な受診勧奨や保健指導を行い、治療に結びつける取組を実施するとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して保健指導等を行う。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、糖尿病性腎症重症化予防対策に積極的に取り組む市町村に対する支援を行う。

20 本県では、令和5年3月末時点で41市町村全てで取組を実施しており、引き続き取組の強化に努めていく。

#### ウ 予防・健康づくり支援に関する交付金の活用

25 国は、人生100年時代を見据え、令和2年度に予防・健康づくりに関する交付金制度を強化し、県及び市町村に対し、予防・健康づくり事業の積極的な企画実施を求めている。

市町村は、当該交付金を活用し、より効果的かつ積極的に保健事業を行うこととする。

30 県は、市町村における保健事業を促進するため、当該交付金を活用し、市町村支援に効果的な事業を実施する。また、県内の複数の市町村にまたがる場合など広域的な調整を必要とする事項について、庁内関係課、保険者協議会及び国保連合会等と連携を図る。

35

### 3 適正受診、適正服薬の促進

#### (1) 現状

適正受診及び適正服薬を促すことは、患者の負担軽減や医療保険財政の改善に資するため、その取組が求められている。

5 令和3年度において、重複受診者、頻回受診者及び重複服薬者等の被保険者への文書通知等を実施している保険者は、全41市町村のうち33市町村となっている。

こうした取組により重複受診等の抑制に努めるとともに、被保険者にとって受診抑制とならないように留意しつつ、適正受診・適正服薬に向けた意識啓発の必要がある。

#### 10 (2) 取組

市町村は、重複受診者や頻回受診者及び重複服薬者に対し、保健師等が受診内容を分析し、主治医と連携しながら、訪問指導等の取組を進めるよう努めることとする。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、適正受診・適正服薬に積極的に取り組む市町村に対する支援を行い、関係団体等と連携を図り取組を進める。

15 県及び市町村は、被保険者が「お薬手帳」やマイナンバーカードを用いた「電子処方箋」を活用し、受診する医療機関や保険薬局において提示することや、「かかりつけ薬局」を持つことで適切な投薬がなされるよう、保険医療機関等の協力を得ながら被保険者に対する普及啓発に取り組むこととする。

### 20 4 後発医薬品の使用促進

#### (1) 現状

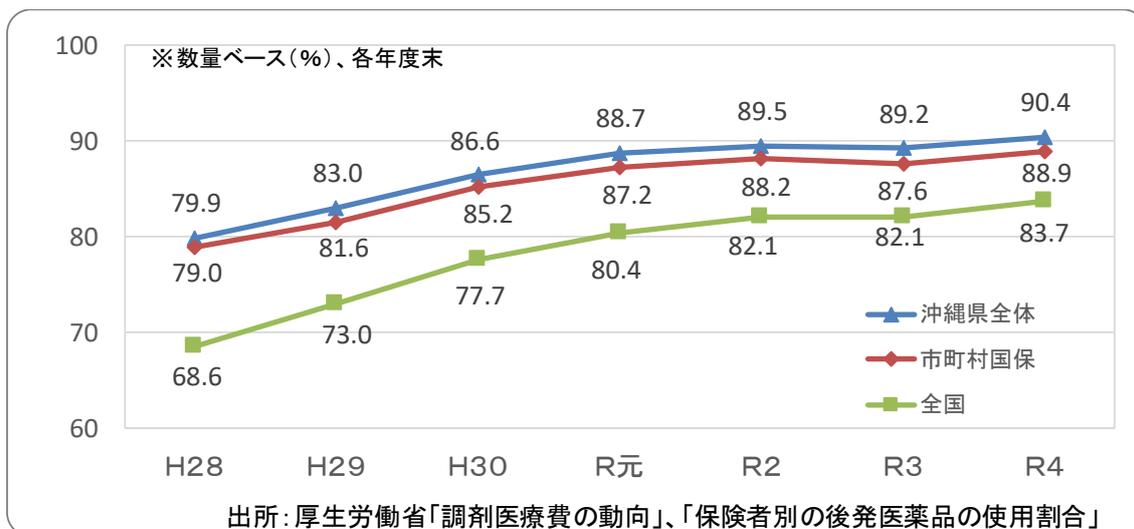
後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認されたもので、一般的に先発医薬品に比べ安価であることから、後発医薬品を普及させることは、患者の費用負担の軽減や医療保険財政の改善につながる。

25 令和元年度以降の本県における後発医薬品の使用割合を見ると、被用者保険を含む全保険者の全国平均を上回り、全国トップで推移している。このうち、本県市町村国保の状況を見ると、県全体の平均を下回っているが、令和元年度以降、87%以上の高い水準で推移しており、取組は進んでいると言える。（図表7-10）

30 また、令和2年度から全ての市町村が、後発医薬品の差額通知の作成を国保連合会に委託している。

35

図表 7-10 後発医薬品使用割合の推移



## (2) 取組

後発医薬品の使用割合について、国は政府目標である「後発医薬品の数量シェアを2023年度末までに全都道府県で80%以上とする」を金額ベース等の観点を踏まえて見直すこととしていることから、第四期沖縄県医療費適正化計画においては、当面の目標を現状維持の「86%以上」とし、今後、新たな政府を踏まえ数値目標を設定することとしている。同計画と整合性を図るため、当面の目標を「86%以上」とし、引き続き以下の取組を行う。

市町村は、後発医薬品の差額通知及び使用促進に取り組むこととする。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、後発医薬品の使用促進に取り組む市町村を支援する。

国保連合会は、後発医薬品の調剤実績や削減効果実績の作成について、市町村に必要データを定期的に提供する。

## 5 医療費通知の実施

医療費通知は、被保険者に受診年月、受診者名、医療機関名、医療費の額等を通知することにより、健康に対する認識を深めてもらうとともに、国保事業の円滑かつ健全な運営に資することを目的として行うものである。

本県では、平成27年度以降全ての市町村で実施されており、通知回数については、令和元年度に市町村と協議した結果、年3回を標準とすることが決まった。また、医療費通知の作成については、令和5年4月1日現在で、全ての市町村が国保連合会に委託しており、同通知には、平成29年度税制改正に伴い厚生労働省が定めた標準項目の全てと、柔道整復療養費を記載している。

市町村は、医療費通知を引き続き実施するよう努める。

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金を活用し、市町村との協議で標準と定めた年3回の医療費通知に取り組む市町村に対する支援を行う。

## 6 高医療費市町村の医療費適正化の取組

- 5 国保法第82条の2第4項の規定に基づき、高医療費市町村は、医療費が高くなる要因分析を行うとともに、その分析結果に基づいた医療に要する費用の適正化に向けた計画（以下「市町村医療費適正化計画」という。）を策定し、対策に取り組むものとする。

- 10 県及び国保連合会は、高医療費市町村の策定した医療費適正化計画の目標達成に必要な支援を行うものとする。

## 7 医療費適正化計画との関係

- 15 第四期沖縄県医療費適正化計画に定める取組との整合性を図るため、上記の取組のほか、同計画において定められる保険者としての取組については、本運営方針に記載されたものとして取り組むこととする。

## 第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

### 1 市町村が担う事務の標準化等の推進

#### (1) 現状

5 市町村が担う保険者事務については、市町村ごとに体制や運用等に違いがあることから、事務処理を標準化することにより、効率化が期待できる。

平成30年度から都道府県単位化されたことから、事務の標準化は、被保険者サービスの平準化、利便性の向上、将来的な保険料（税）の統一に向けた環境整備につながる等の観点から重要である。また、保険医療機関、他の保険者等との間の事務運用の  
10 統一が求められており、事務の標準化・統一に当たっては、システム改修が必要となるなどの財政面への影響も課題となっている。

県は、令和元年度までに被保険者証の様式や更新時期、有効期限の統一、保険料（税）及び一部負担金の減免基準の要綱例の作成等について、市町村と協議し、事務の標準化に取り組んできた。

15

#### (2) 取組

事務の標準化については、可能な限り進めていくこととし、標準化の実施に関する方針は、別表第1に定めるとおりとする。

特に、被保険者の負担の公平化を図る観点から、市町村が行う事務処理の標準化を進めるものとし、県は、市町村及び国保連合会と連携し、事務処理要領の作成等による標準設定を行う。  
20

既に標準設定等を行った項目については、市町村の実施状況を把握するよう努める。

また、県が推進する事務の標準化への対応に必要なシステムの改修に係る費用については、県保険給付費等交付金のうち特別交付金等を活用して支援する。  
25

### 2 市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進

#### (1) 現状

本県では、市町村が担う保険者事務の多くが国保連合会の共同事業として実施されている。

30 事務の共同実施にあたり、効果的・効率的な運営を図るため、事務の標準化や共同実施の体制整備等について、意見調整が必要となる。

#### (2) 取組

別表第2に掲げる国保連合会による共同実施・共同事業については、引き続き実施  
35 するものとする。また、県、市町村及び国保連合会は、国保連合会への共同委託によ

り効率化が見込まれるものについては、連携会議において必要な検討を行い、共同実施を進める。

県は、国保連合会による共同事業を促進するほか、各市町村が主体的に共同実施に取り組むことで事務の効率化が見込まれるものについては、県保険給付費等交付金のうち特別交付金等を活用して支援する。

### 3 市町村事務処理標準システム等の導入

#### (1) 現状

平成30年（2018年）度の国保改革時に、国は保険者事務の標準化の基盤となる「市町村事務処理標準システム」（以下「標準システム」という。）を開発し、市町村に無償で提供することとしている。また、市町村の標準システムの導入を促進するため、国の財政支援及び技術的支援が実施されている。

標準システムを導入することにより、市町村ごとに異なる事務処理の標準化が進み、制度改正の度に必要とされるシステム改修費用の削減、さらにクラウド形態による共同利用により保守管理費用の節減を図ること等が期待される。

また、国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）において、令和7年度までに、国保を含む基幹業務のシステム標準化を目指している。デジタル庁が調達するガバメントクラウドの活用にあたり、国保に係る業務支援システムにおいては、標準システムの導入、又は標準準拠システム（国が策定した標準仕様書に適合するシステム）への切り替えが必要とされている。

本県では、令和5年4月末時点で13市町村が標準システムを導入している。このうち4市町村は自治体クラウド、8市町村は県が推進主体で国保連合会が事業運営主体として構築した沖縄県国保共同クラウドにより、標準システムをクラウド環境で利用している。

#### (2) 取組

県は、県保険給付費等交付金のうち特別交付金等を活用して、令和7年度末まで、標準システムを導入する市町村を支援する。

併せて、ガバメントクラウドとの関係を踏まえ、沖縄県国保共同クラウドの在り方について、沖縄県国保共同クラウドへの参加市町村及び国保連合会と検討を行う。

## 第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

### 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する規定が整備され、令和2年4月から施行された。

令和3年度において、18市町村が後期高齢者医療広域連合から委託を受けて事業を実施している。

市町村は、関係する部局と庁内連携体制を構築し、事業の基本的な方針を作成し、市町村の保健事業、後期高齢者医療制度の保健事業及び介護保険制度の予防事業を一体的に実施するよう取り組むこととする。

県は、県内及び他都道府県における保健医療サービスと福祉サービス等との連携に関する好事例を横展開していくとともに、国保連合会と連携し、KDBシステム等の情報基盤を活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村における保健事業の運営が円滑に行われるよう必要な支援及び助言を行う。

### 2 がん検診及び歯科健診との連携

#### (1) がん検診

がん検診は、がんの予防及び早期発見のために重要であり、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、健康増進事業として、市町村が実施している。市町村のがん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添）」（以下「国指針」という。）により、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5つが定められている。

令和3年度は、40市町村が国指針に示される5つのがん検診全てを実施している。

また、受診率だけでなく精密検査受診率の低い市町村もあるため、受診率と精密検査受診率の向上が課題である。

県及び市町村は、関係部局で連携し、がん検診の対象年齢や検診項目及び検診体制を国指針に沿って整え、受診率及び精密検査受診率の向上に努める。

#### (2) 歯科健診

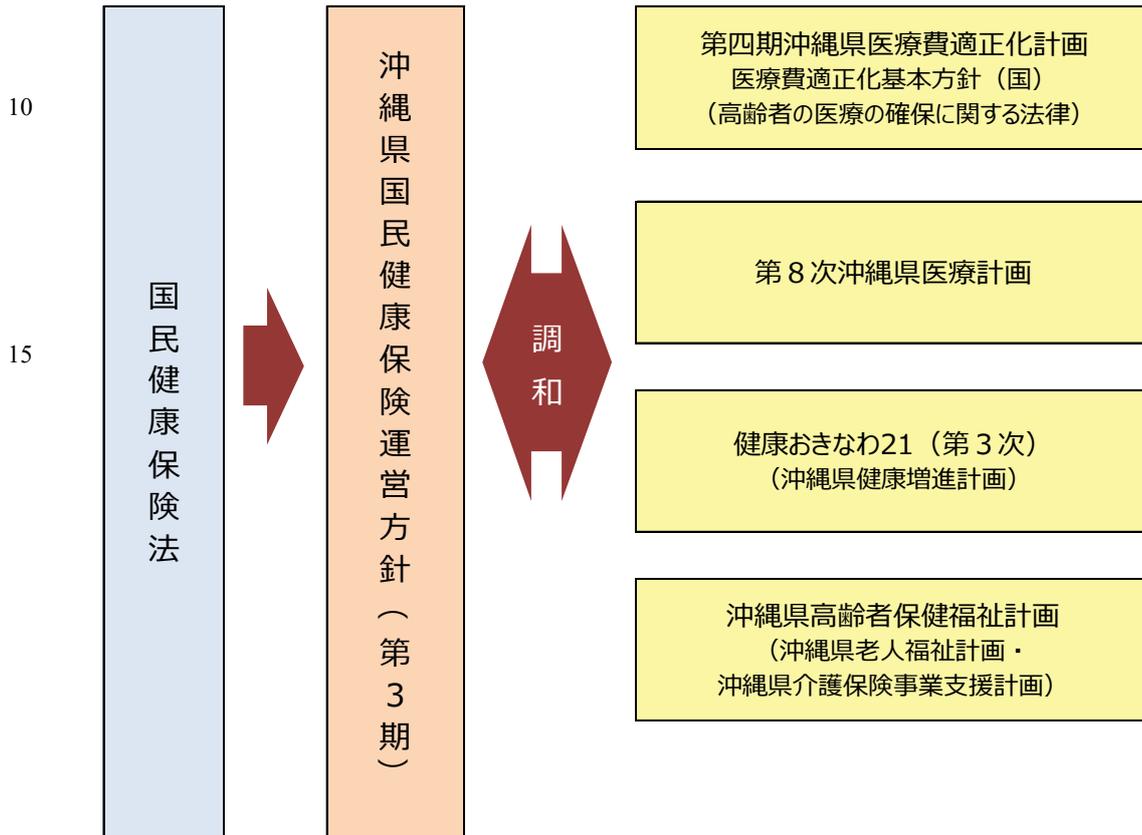
歯・口腔の健康は、全身の健康の保持に重要な役割を果たしており、高齢者の保健事業におけるフレイル予防対策としても重要である。

令和3年度は、23市町村が歯科健診を実施している。

県及び市町村は、関係部局で連携し、歯科健診の実施及び受診率の向上に努める。

### 3 他計画との整合性

5 県は、本運営方針に定める施策のほか、「第8次沖縄県医療計画」、「健康おきなわ21（第3次）」、「沖縄県高齢者保健福祉計画（沖縄県老人福祉計画・沖縄県介護保険事業支援計画）」等関連する保健・医療・福祉サービスに係る県計画等と整合性を図り、取り組むものとする。



## 第10章 施策の実施のための体制

### 1 関係機関相互間の連携

5 本運営方針に基づき、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るためには、  
県、市町村及び国保連合会等、関係機関相互の連携及び協力が重要である。

#### (1) 県、市町村及び国保連合会の連携

県は、市町村及び国保連合会との適切な役割分担の下、本運営方針に定める施策の  
実施等について連携を図るため、県と市町村、国保連合会との協議の場として、「沖  
縄県国民健康保険運営連携会議」を開催する。

10 県及び国保連合会は、市町村との連携を強化するため、必要に応じ、各地区国民健  
康保険協議会及び沖縄県都市国民健康保険研究協議会等の場を通じて、地域の実情把  
握に努める。

また、本運営方針に定める施策を着実に進めるため、県、市町村及び国保連合会は、  
必要に応じ、相互間で人事交流を行うものとする。

15

#### (2) 他の保険者、関係団体等との連携

本運営方針に定める施策の実施に当たっては、必要に応じ、沖縄県保険者協議会（事  
務局：沖縄県）等の場を通じて、他の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会（協  
会けんぽ）沖縄支部、共済組合、沖縄県医師国民健康保険組合、沖縄県後期高齢者医  
療広域連合等）及び関係団体等との連携を図る。

20

#### (3) 県の庁内関係課との連携

本運営方針に定める施策の実施に当たっては、必要に応じ、庁内関係課と連絡・調  
整を行い、保健医療、福祉、病院事業、収納対策等の連携を図る。

25

### 2 PDCAサイクルの実施等

県は、本運営方針（Plan）に基づき、国保事業の安定的な運営、市町村が担う事務  
の標準化・効率化・広域化等の推進及び医療費の適正化等を推進するため、毎年度、  
本運営方針に定める県、市町村及び国保連合会等の取組（Do）の状況を把握して評価  
を実施し（Check）、必要な見直しを行う（Action）。

30

その際、本運営方針に定める成果目標のほか、国の定める保険者努力支援制度（都  
道府県分・市町村分）の評価指標を活用する。

県は、取組状況の評価、施策及び取組等の見直しに当たっては、市町村及び国保連  
合会と上記1（1）の連携会議において協議を行うものとする。

35

別表第1（第8章関係）保険者事務の標準化の実施

項目		標準化の実施方針（実施時期）	実施	統一	
1	被保険者証 (注)	被保険者証の様式	特定健診受診券一体型又は省令様式（非一体型）を標準とする。（平成30年4月実施済）	○	
		新証（様式）の切替と交付	全市町村で一斉切替、交付年月日は平成30年4月1日とする。（実施済）	○	○
		高齢受給者証	全市町村で一斉切替、交付年月日は平成30年4月1日とする。（実施済）	○	○
2	基準	保険料(税)減免基準	標準要綱例を作成（平成31年4月実施済）	○	
		一部負担金の減免基準	標準要綱例を作成（平成28年3月実施済）	○	
		療養費支給基準	事務処理要領を作成（令和5年度以降）		
		高額療養費の多数回該当	県内で住所異動した世帯の継続性判定基準は、国の参酌基準どおりとする。（平成30年4月実施済）	○	○
3	資格	資格取得・喪失届出勸奨事務	標準化を目指す		
		資格適用の適正実施	年金個人情報及びオンライン資格確認等の活用による適正実施の効率化を推進		
4	保険給付	出産育児一時金給付事務	50万円に統一（令和5年4月実施済）	○	○
		葬祭費支給事務	令和6年度以降、引き続き検討		
		限度額認定証・特定疾病受療証	様式は省令様式で統一（平成30年4月実施済）。事務の適正実施を推進	○	○
		高額療養費勸奨通知	支給申請の勸奨通知は実施済。事務運用の標準化は引き続き検討。	○	
5	医療費適正化・保健事業	医療費通知	様式の統一化（平成30年度実施済）	○	○
			年3回通知を標準とする。（令和2年実施済）	○	
		後発医薬品差額通知	様式の統一化（令和2年度実施済）	○	○
		特定健康診査	自己負担額「無」とし、統一（平成30年4月実施済）	○	○
受診券の様式を特定健診・被保険者証一体型又は受診券単独型（非一体型）を標準とし、有効期限3月末を標準とする。（平成30年4月実施済）	○				
6	その他	情報セキュリティ対策	基幹系システムと情報系システムを物理的かつ論理的に分離する等、情報の保管・移送・消去などの取扱は、国の通知に基づくセキュリティ対策を行う。（実施済）	○	

(注) 紙の被保険者証は令和6年12月2日に廃止（令和5年12月22日閣議決定）

別表第2（第8章関係）国保連合会による保険者事務の共同実施・共同事業

項目		事務・事業等
1	通知等の作成 (注)	被保険者証等用紙共同調達
		高額療養費支給申請帳票
		高額介護合算療養費支給申請帳票
		医療費通知（減額査定通知を含む）
		後発医薬品差額通知
2	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務
3	統計資料	I J ネット、K D B システム、国保事業状況報告支援システムの運用
4	資格管理	資格集約管理業務
		被保険者資格異動処理業務
		資格給付確認業務
5	保険給付	給付記録管理業務
		レセプト点検（二次点検）・担当者研修会
		第三者行為求償事務管理者及び担当者研修会
		海外療養費（審査）
		柔道整復療養費（審査支払・患者調査）
		あはき療養費（審査支払・患者調査）
		療養費代理受領方式による保険者間調整
		オンライン資格確認に係るレセプトの振替・分割業務
6	保険料（税）徴収	徴収・収納対策管理監督者及び実務担当者研修会
7	医療費適正化	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成
		医療費適正化に関するデータの提供
8	保健事業	データヘルスに関する取組を支援する研修会
		特定健康診査・特定保健指導研修会・意見交換会
		特定健康診査・特定保健指導実施機関との集合契約の締結
		特定健康診査情報受領事務（トライアングル事業）
9	その他	広報共同事業（被保険者証更新、保険料（税）納付促進、特定健診受診促進、第三者行為求償周知、医療費適正化等）
		研修会（理事者、実務者及び新任職員）
		国庫補助金等関係事務
		共同処理データの提供
		市町村事務処理標準システム国保共同クラウド事業

(注) 紙の被保険者証は令和6年12月2日に廃止（令和5年12月22日閣議決定）

5

10

15

20

25

## 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）

発行年月 令和6年 月

発行 沖縄県保健医療部国民健康保険課

30

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

電話 098-866-2304 FAX 098-866-2326

本運営方針は、沖縄県保健医療部国民健康保険課のホームページにおいて常時閲覧できます。

35